

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成27年9月15日（火曜日）

予算・決算委員会

日時 平成27年9月15日（火曜日） 午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第136号議案	「質疑・討論・採決」
第137号議案	「質疑・討論・採決」
第138号議案～第165号議案	「質疑・討論・採決」
第166号議案	「質疑・討論・採決」
第167号議案	「質疑・討論・採決」
第168号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（17名）

委員長 鈴木達雄	副委員長 加藤芳夫				
委員 浅尾洋平	柴田賢治郎	打桐厚史	小野田直美	山崎祐一	村田康助
山口洋一	下江洋行	白井倫啓	長田共永	滝川健司	中西宏彰
丸山隆弘	鈴木真澄	菊地勝昭			
議長 夏目勝吾					

欠席委員 なし

説明のため出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 中島 勝 議事調査課長 伊田成行
書記 松井哲也 今野千加

開 会 午前9時00分

○鈴木達雄委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、去る9日の本会議において本委員会に付託されました議案のうち、第136号議案 平成26年度新城市一般会計決算認定から第168号議案 平成26年度新城市工業用水道事業会計決算認定までの33議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

なお、質疑者、答弁者とも決算審査の趣旨にそって、簡潔明瞭をお願いいたします。

また、通告制ということでございますので、通告の範囲を超えないようによろしくお願いいたします。

それでは第136号議案 平成26年度新城市一般会計決算認定を議題とします。

初めに歳入1款 市税の質疑に入ります。

質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは第136号議案 平成26年度新城市一般会計決算認定、歳入 1款でございます。市税、固定資産税、ページ数は14でございます。

現年課税分の収入未済額と滞納繰越分の不納欠損額が前年度より増加している。その要因は、お願いいたします。

○鈴木達雄委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 固定資産税の現年度分の収入未済額は、前年度と比べ386万3,000円の増加。不納欠損額は291万9,000円の増加となっています。

要因としましては、固定資産税については多くの資産を所有している場合に滞納に至るケースがよく見られます。折衝した際に滞納者がよく挙げるのが、住宅ローンの返済や借金等の経済的負債、また、収入が減収した等の理由により担税力が低くなっていることが主な要因であります。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 私、昨年も同じような質問をさせていただいたと思うのですが、単純にそのようなことだけで不納欠損処理してしまうと、住宅の支払いができないとか、そういう形だけで本当にそれで真面目にというのかきちんと振り替えて納税している多くの皆さんに対して、私はそのような説明ではなかなかつかないと思うのです。ただそれだけで不納欠損にするなら、普通の皆さんも我慢するというか払うのをやめて5年過ぎれば不納欠損で払わなくて済むなんて、そんなことでは許されないと私は思います。

もう少しちょっとお聞きしますけれども、そういう方々に対する督促とか催促というのは年間どのくらい、どのような形でしてきましたか。

○鈴木達雄委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 滞納が発生しますと徴収員が臨戸訪問し徴収を行います。留守の場合には差しおきをし、市役所への呼び出しを行います。

電話及び郵送にて納税の催促を行い、納税交渉を実施してきましたが、結果として5年の時効が発生したものであります。

今後は引き続き納税折衝を行い、徴収に努めまして不納欠損の減少に努めてまいります。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 努めてまいりますということだけで、実は片づけられては、本当にこれは、市税をちょっと見ると約市税の半分近くは固定資産税を納めていただいているのです。

これが増加するということは、不納欠損間近、5年目に次当たるであろう、来年、不納欠損になるであろうという方々には、特に差し押さえというのか、そういう強制的にというのか、そういう収納という考え方はないのですか。

○鈴木達雄委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 ここは財産調査を行

いまして、預金調査を行い、預金等があれば差し押さえを行い、不納欠損額の減少に努めてまいります。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 先ほども努めてまいりますと言うのですけれども、国税と違って市のほうの滞納に関するほうは、東三河滞納整理機構とかいろいろあると思うのですけれども、強制力というか少なくとも滞納間近、5年の時効間近の世帯、恐らくそういう方々はきちんとした世帯に住まわれて、なおかつ恐らく車も乗っておるだろうし、電話も当然ひいておるだろう。いろいろな財産的な価値は十分保有しておると思うのです。その辺を努めるというよりも市は今言ったように差し押さえという強制力はあるのですか、ないのですか。教えてください。

○鈴木達雄委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 強制力はございます。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、ぜひ真面目なとかきちんと振り替えでやっているほとんど九十何%の家庭世帯に対する私は理由はつかないと思いますので、そういうこともぜひ今後、考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○鈴木達雄委員長 次の質疑に移ってください。

加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 次の1款 市税、都市計画税、ページ数は16です。

これも恐らく固定資産税と連動しておると思いますけれども、これも同じように滞納繰越分の不納欠損額が増加傾向であります。その要因はということでございます。よろしくをお願いします。

○鈴木達雄委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 都市計画税の不納欠損額は前年度と比べ21万3,000円の増加となっております。

要因としましては、先に答弁させていただきました固定資産税と同様の理由であります。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 これは固定資産税と一緒に振り替えとか一般の家庭も振り替えになっておると思うのですけれども、この不納の。都市計画税が不納という方は、当然、これ、固定資産税のほうも不納というか同じような形態になっておるわけですか。教えてください。

○鈴木達雄委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 同様の形態であります。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 では最後に。

やはり同じように固定資産税、都市計画税、やはり市民の公平・公正な納税義務というのか、ぜひ強制力を今後とも使っていただいて不納欠損を極力減らしていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○鈴木達雄委員長 質疑ではありませんか。

加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出1款 市税の質疑を終了します。

次に歳入13款 使用料及び手数料の質疑に入ります。

柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 それでは質疑に移りたいと思えます。

歳入13款 利用料及び手数料、ページ、24ページになります。

保育所使用料及び一時保育使用料について、25年度対比で児童福祉使用料が増加し児童福祉費負担金が減少しております。この逆転現象をどう分析するか、また保育費にかける市民負担の逆進性（増加）をなくす努力をどのように達成されているかお伺いしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 尾澤こども未来課長。

○尾澤潤三こども未来課長 平成25年度決算と比較し、児童福祉使用料が増加し、児童福祉費負担金が減少している主な要因は、保育所使用料が増加し、保育所保育料が減少していることによるものです。

この理由としましては、新城こども園を除くこども園の園児数を比較した場合、大きな変化はございませんが、保育所使用料の対象となる現在の1号認定の園児であるいわゆる私的契約の3歳以上児が220人から282人に増加しており、反対に保育所保育料の対象となる現在の2号と3号認定の園児となる保育に欠ける園児が979人から902人に減少しているためであります。

これは平成25年度からスタートした新城版こども園制度が定着し、保護者の就労の有無にかかわらず3歳以上児であれば地域の園で等しく幼児教育が享受できる環境が子育て世帯に浸透した結果だと考えております。

一時保育使用料につきましては、延べ利用児童数が平成25年度と比較し、871人増の2,040人となったことに伴い使用料の増となっております。その理由としましては、新城版こども園制度施行にあわせレスパイトを理由とした一時保育が利用できるようになったことと、利用時間についても必要に応じ一時保育実施園の開園時間まで利用できるようにしたことであると分析しております。

次に、子ども・子育て新制度施行に伴う平成27年度からの保育料見直しについては、平成26年度保育料の算定基礎となる園児の年齢、家族構成、収入等の要件をそのままとし、新制度の保育料に置きかえる作業を行い、逆進性が発生しないよう国が示す階層に現行の市の階層を加え、他市にはない17階層にも細分化するとともに国が廃止しました年少扶養控除を市単独の要件として継続させ、全園児一人一人の保育料を対象に検証を行い確認しております。

今年度になり保育料が高くなったという場

合は、園児の年齢が上がることによる家族構成の変化、さらには第3子無料化や3歳未満児の同時入園による軽減措置などが該当しなくなった場合は、本来の保育料に戻ることから保育料が高くなったケースがあると思われる。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 私も今回、勉強をさせてもらって市のほうで頑張ってやっていただけたらと思うのですが、市民の市内の利用者の方々が、やはりこども園になったという条件の変化から高くなったという印象を受けておることがやや見られます。

内容を追ってみると、確かに変化はあったものの内容としては下がっているのかなということは思うのですが、そんな中で1つ確認させてもらいたいのですが、3時にお迎えに行かなければいけない人が保育になって4時に迎えに行くことになった、そのことによって別途延長使用料ということで名前が延長というだけで料金がかかるようになったのですが、それによって高くなっていることはないということを確認したいと思います。

○鈴木達雄委員長 尾澤こども未来課長。

○尾澤潤三こども未来課長 延長という保育料、通常3時までが例えば4時まで1時間延長になりますと、その分は延長の保育料がかかるケースがございますので、それは、その条件が変わるということがございますので、条件が変わりますと料金が変わることになりますので、逆進性等の考え方の中ではそこはちょっと別として考えております。

○鈴木達雄委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 その中で使用料等を含めると、その使用料の下がった分だけの中でも収まっていないということによろしいでしょうか。

○鈴木達雄委員長 答えられますか。

〔「委員長、いいです。」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 それでは回答があれば後ほどお願いします。

柴田賢治郎委員、よろしいですか、質疑は。

○柴田賢治郎委員 済みません、はい。

○鈴木達雄委員長 柴田賢治郎委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳入13款 使用料及び手数料の質疑を終了します。

次に歳入 総括の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、質問通告に従いまして質疑のほうをさせていただきます。

第136号講案 平成26年度新城市一般会計決算認定の歳入総括一般会計・特別会計決算総括表、ページ数1ページになります。

一般会計において、予算現額と決算額との差額、ここでは8億6,000万円余りの差額があるのですが、この理由を伺う。

○鈴木達雄委員長 熊谷会計課長。

○熊谷昌紀会計課長 歳入の予算現額に対しまして決算額が8億6,013万8,306円少ない額となっております。

科目ごとの予算現額と決算額につきましては、お配りいたしました決算附属書13ページから事項別明細のとおりで、主な要因といたしましては平成26年度から27年度へ継続費の通次繰り越しと繰越明許費の繰り越しに係る未収入の特定財源が約7億7,236万円ございます。

これは、ことしの6月の定例会で財政課より報告第3号、4号で報告いたしましたとおりでございます。

また、本定例会の報告12号でも報告いたしました平成26年度の継続費に係る精算報告書のとおり特定財源の額が全体計画との実績で1億6,674万4,000円の差が生じたことも要因

でございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳入 総括の質疑を終了します。

次に歳出2款 総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 お願いします。

第136号議案 平成26年度の一般会計決算認定であります。

歳出2款2項2目 賦課徴収費、市税還付経費、資料96ページであります。

本年、1,689万1,603円の決算を組んでいるわけですが、還付すべき税額を含んでいるのか。

それから2つ目として、還付した市税は平成26年度のものか、もしくは過年度のものかお伺いします。

○鈴木達雄委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 1番目からですがけれども、市税の還付経費は市税との過年度に納付した過誤納の税額の返還経費として支出執行しているものであります。

2番目の26年度のものか、もしくは過年度のものかでありますけれども、この支出項目で還付処理しているものは過年度の税額であり、平成26年度、決算における対象は平成22年度から平成25年度に係るものであります。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 昨年のもを見てみますと、多分、税額が、還付額が1,684万4,000円、ちょっとごめんなさい、古い数字で。それから加算が28万9,000円、返還金が1,800円ということ、1,700万円であります。

本年が1,600万ということですが、これについて毎年度の予算計上の中で

1,918万3,000円というものが25年、26年、27年、過去3年同じ数字が見込まれています。というのは、もう還付があるということを承知でこれは計画を組まれて決算を組むのか、その点について伺います。

○鈴木達雄委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 22年度から25年度の還付経費はこちらで把握しておりますので、それを把握した金額を予算に計上しております。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 把握されているということではありますが、3年間同じであります。これについては数字の並びということで確定した決算が新しいものであると思われませんが、過年度のものであれば会計上、本来は、これ、企業会計で申し上げていけないのですが、雑損になるというような考えであります。この部分もそういった意味合いの勘定科目でという理解でよろしいでしょうか。

○鈴木達雄委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 雑損というくくりではなくて、市税の還付経費であります。

償還金利子及び割引料であります。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、市税還付にかかった経費丸々ということで、これは税額を含んでいないという、ちょっと済みません、戻ったり行ったりして済みませんが、1,600万円には還付した税は含んでいないという理解でいいですか。

○鈴木達雄委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 過誤納還付でありますので、過誤納税額の還付経費であります。ですから、還付すべき税額を含んでおります。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 だったらその歳出はわかるのですが、このところで経理をするというのは公会計基準がありますのでそれに従っていると思うのですが、本来であれば過年度

の収益を減額するというのであれば、経費のみが発生して該当する過誤納税額については別の科目で、要するに歳入の取り消しをするというのが正しいのではないかと思うのですが、また後で結構です。

○鈴木達雄委員長 よろしいですか、質疑は。山口洋一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 歳出 2款1項16目 地域自治区費地域自治区事業、88ページから91ページです。

通告の内容を申し上げます。

自治区ごとの予算と事業内容の特徴、さらに総事業量、事業費ということですが、当初予算額に満たなかった場合、どのように対応し、次年度予算に生かしたか総括的な内容について伺います。

○鈴木達雄委員長 中西市民自治推進課参事。

○中西幸成市民自治推進課参事 自治区ごとの予算と事業内容の特徴におきましては、予算の特徴として全ての地域自治区において地域の安全・安心のための事業に多く使われております。

事業内容の特徴におきましては、新城地区は安全に安心して暮らし続けることのできるまちづくりを進めるために、地域自主防災活動の充実、地域ぐるみの防犯・交通安全の推進、地域を担う人材の確保・育成です。

千郷地区は地域の安全・安心を促すための事業です。

東郷地区は新東名インターチェンジがこの地区に設置されることにより、他地域からの交流が盛んになることから交通事故が増加することを懸念し、子供を中心とした交通安全対策事業です。

舟着地区は舟着地区コミュニティ計画をもとに地区の目指す将来像、「明るさとやさしさできずなを結ぶ舟着の郷」を築くため、各テーマに分けられた事業から決定したものです。

八名地区は安心・安全な地域づくりのための災害対策、八名地域の次世代を担うかけがえのない子供たちが通う学校やこども園の環境改善への取り組みです。

鳳来中部地区は新東名インターチェンジの近くに位置し、通行量の増加による交通事故及び犯罪の増加が懸念されることから、交通安全、防犯対策の対応と、地域自主防災活動備品の充実です。

鳳来南部地区は浜松市内で開設された新東名高速道路及び三遠南信自動車道のインターチェンジに近接しており、交通事故や防犯の増加が懸念されることの対応として、交通安全、防犯対策の整備と地域自主防災活動備品の充実です。

鳳来東部地区は防犯対策、地域自主防災活動備品の充実とコミュニティ活動備品への補助制度の新設、山間地特有の有害鳥獣捕獲おりの整備、林道修繕原材料支給の上乗せです。

鳳来北西部は、コミュニティ活動助成、地域自主防災活動備品の充実、児童の通学路等における交通安全の対策、山間地特有の有害鳥獣捕獲おり整備です。

作手地区は作手地域の住民が何に困っているのか、元気な作手地域にしていくために何を望んでいるのかといった自治区の方向性を探ることや、何か楽しく夢のある事業ができないかといった議論の中から計画決定をしているところでございます。

また、総事業量が当初予算額に満たなかった場合にどのように対応し、次年度予算に生かしたかにつきましては、事業を行う上で入札を執行し、入札差金が発生した場合において地域協議会で協議の上、予算枠を超え計画できなかった課題解決の事業について建議を行い補正対応させていただき、事業執行しており、次年度課題解決事項の減少に生かさせていただいております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 それでは、この安心・安全関係が多いということなのですが、同じ事業を担当部署である場合もあるわけですが、その辺の調整、同じような事業を安全ということについてやる場合、地域自治区でやるのか市の市役所の担当課のほうでやるのか、これは2年度目に入りましたので、どのような形で調整しているのか、また、調整する場合の一定の基準のようなものがそろそろ2カ年度目に入ったので出てきているのかと思いますが、その辺について伺います。

○鈴木達雄委員長 中西市民自治推進課参事。

○中西幸成市民自治推進課参事 地域からの要望で優先順位がその地区としては高いものであっても、市の優先順位でどうしても低くなるというものがございます。そうしたものが地域にとってなるべく早く解決できるようにということで関係各課とは調整をさせていただき地元要望になるべく応えるようにはさせてもらっております。

一定基準につきましては、関係各課とよく調整をさせていただきまして優先順位等を定めながら実行しております。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、歳出 2款1項 2目 電子計算費、新城まちなみ情報センターの管理事業でございます。ページ数は74でございます。

昨年でいいですか、直営になってから非常に経費も以前の1,500万円と思うと、指定管理のときを思うと、3分の1に下がって約500万円。本当にありがたいことです。運営している中で成果実績が上がり、利用数が増加していると。本当にこの利用者の年代層と増加要因をちょっとお聞きします。

○鈴木達雄委員長 夏目情報システム課長。

○夏目 茂情報システム課長 施設全体の利用年代層についてはちょっとつかんでおりま

せんが、年代別数値を把握しております無料パソコンによるインターネット利用者の年齢層を例にしますと、10代、50代の利用が多くなっております。

また、利用者の増加要因につきましては、平成25年度に公衆無線LAN整備をしましたところ、それに伴いましてスマートフォン等によるインターネットの利用者等がふえたことが主な原因となっております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 最後にちょっと1点だけ。

大変いい増加要因ですし大変ありがたいですけれど、歳入と歳出というか支出と収入を見ると、昨年度より今年度のほうが約半分というか非常に収入が減っておるにもかかわらず増加要因と利用者が非常に多くなったという形の結果が出ておると思うのですけれども、その中から利用者の中の、以前も私のところに来たのですけれども、今回もまた来たのですけれども、ここは多分、以前と一緒に夜8時にもう閉館になっていると思うのです。今でも変わっていないと思うのですけれども、やはりもう少し利用者から利用者増にもつながるし有償の利用者の増にもつながっていくと思うのですけれども、一般のこの公的な会議室と同じように9時くらいとかそういう時間延長というのは今後、次年度以降考えられないものかどうかお伺いいたして終わります。

○鈴木達雄委員長 夏目情報システム課長。

○夏目 茂情報システム課長 ちょっとこの場です、しないは言えませんが、そういった特に現在のところ、先ほど御説明してというか加藤委員さんがおっしゃっているように人数のほうはふえておるのですけれども、現在の中身を見ますと、実際に中身を見ますと、無料パソコンのコーナー等については利用者が逆に家庭のほうで皆さん接続されるということやスマートフォンの利用などで減っているというようなことがありますので、いろい

ろな工夫をして利用者の増をしていきたいと思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

委員の皆さんに申し上げますけれども、決算審査の趣旨にそつての質疑ということでお願いいたします。

4番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 歳出 2款1項1目 一般管理費、庁舎建設事業です。

72ページになりますが、実施設計業務委託実施結果は、今後に生かせるのかお伺いします。

○鈴木達雄委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 実施設計業務委託は、平成27年度までの継続の事業でございます。

実施設計図の作図につきましては、平成27年度の業務となりますので、平成26年度の実施設計業務は施工候補者選定プロポーザルとVE協議でございました。

VE協議では、施工候補者プロポーザルにより選定した第一施工候補者のVE提案やノウハウを設計に反映できたこともあり、ここ数年の労働者不足による労務費単価や資材単価の高騰の中にあつても現計画の事業費を平成24年12月の概算事業費程度まで抑制することができました。

このVE協議で得られた具体的なコストの削減の手法は、現在見直し中の基本設計、その後の実施設計に生かすことができるものであります。

生かすことで事業費の抑制はもとより工期の短縮などの効果が期待できるものと考えております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今後の実施設計にも生かせるということなのですが、結果的には大幅な見直しになってしまったということで、見通

しの甘さがあったのではないかというようにも思うのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○鈴木達雄委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 平成26年度におきましては、当時の現計画、これに基づいた基本設計、それを引き継いだ形での実施設計という形で進めております。その具体的にV E協議の中では建築構造設備、こういったものに大きく分けまして、例えば建築であれば北側ガラスの面積の縮小、あるいは緑化システムの取りやめ、床仕上げの見直し、執務室天井仕様の見直し、木製ルーバーの見直し、壁仕上げの見直しなどを行いました。

構造であれば基礎構造の合理化、免震装置の合理化であるとか適正化。それから床構造の見直し、議場屋根部分の見直しなどであり

ます。設備であれば空調システムの見直し、照明器具仕様の見直し、発電機及び燃料タンク容量の見直し、太陽光発電の見直しなどでございます。

当時の実施設計の中でのV E作業でございましたので、当時、甘かったというのが趣旨の御意見ですが、その点には当たらないかと思っています。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

5番目の質疑者、柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 歳出の2款1項9目企画費、企画調整事業のほうを伺いたいと思います。80ページでございます。

ふるさと納税推進事業の予算が増加傾向にあります。この事業の成果を伺いたく思います。

○鈴木達雄委員長 林企画政策課長。

○林 治雄企画政策課長 本事業予算が増加している理由といたしましては、本市に御寄附をいただける件数の増加によるものです。

本市では、市の魅力をお伝えできるよう、

御寄附をいただいた方にお礼の品として特産品をお届けし、また、御寄附希望者の方への制度の御案内等をしておりますので、寄附の件数に比例して本事業予算も増加することになります。

したがいまして本事業費が増加傾向であるということは本市の歳入増に寄与し、また、全国の方に本市の魅力PRの機会が増加していると考えております。

○鈴木達雄委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 それでは、1件当たりどれくらいの予算が必要なのかということはあるのでしょうか。

それと、また件数の上限というものが今後出てくるのかどうか確認したいと思います。

○鈴木達雄委員長 林企画政策課長。

○林 治雄企画政策課長 ふるさと納税推進事業の主に報償費ということが主なものになっております。それは、先ほど申し上げましたお礼の品として特産品をお届けしているものでございます。

特産品につきましては、1品当たり4,000円程度のを想定し、御寄附希望者のほうへ届けております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 柴田賢治郎委員の質疑が終わりました。

6番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従がいまして質疑をさせていただきます。

歳出、2-1-1 一般管理費、庁舎等建設基金積立事業、ページ数、70ページでございます。

新庁舎平成26年度末で、利子470万円を基金に積み立てたということですが、基金自体は約15億円あります。これ以上の基金の積み立ては必要ないと思われませんが、当局の認識を伺います。

○鈴木達雄委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 基金利子の基金

への利息積み立てにつきましては、新城市新庁舎等建設基金の設置及び管理に関する条例第4条、こちらに基金の運用から生ずる収益は予算に計上し、この基金に編入するものとするとの運用益金の処理が定められておりますので、この規定により行ったものであります。

なお、一般財源からの元金の繰り入れにつきましては、平成24年度末に基金積立額が15億円を超え、合併特例債の活用と合わせ必要な建設資金の確保にめどが立ったとの判断から、平成25年度以降は行っておりません。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 条例に収益は定めるということで基金の利子は入れたということだと思います。

今、先ほど今後の見通しで24年度までに繰入金はほぼ終わったということだったと思うのですが、やはり今後も基金の積み立てを行うということは考えにないのかどうか伺います。

○鈴木達雄委員長 決算審査の趣旨に沿って質疑をお願いします。

○浅尾洋平委員 議員必携に書いてありますので質疑できます。

○鈴木達雄委員長 議員必携はともかく、そのようにお願いいたします。

回答できますか。

柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 現計画の49億700万円、これの財源計画としてのめどが立ったということで一般財源元金繰り入れについては25年から行っておりませんが、引き続き基金利子の基金への積み立てにつきましては、これは行っていくことになるかと思えます。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員、次の質疑に移ってください。

○浅尾洋平委員 では、続けまして2-1-1 一般管理費、庁舎建設事業、ページ数は

72ページになります。

(1) 平成26年度主要施策成果報告書、7ページでございます。こちらの資料になりますが、この報告書によりますと、約5,000万円を支出しております。

基本設計や実施設計、あるいは施工候補者選定、VE協議についてどのように市民の声を聞いてきたのか伺います。

(2) 旧市民体育館の解体は、やはり拙速過ぎたのではないのでしょうか。

なぜなら、例えばほかの事業ですが「合宿型まちづくり活動（スポーツまたは学力向上）」への補助金施策と相反することにならないか伺います。年間1万人以上の利用者が集まった市民体育館の解体は、市民の福祉、健康の向上、地元経済へ悪影響を与えたと考えますが、市の認識を伺います。

○鈴木達雄委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 2つの御質問ですので、まず1点目、お答えさせていただきます。

まず基本設計であります。平成26年度以前より基本設計方針市民説明会、基本設計概要市民説明会、基本設計案市民説明会を開催し、あるいは市民ワークショップを新城青年会議所に委託することにより市民の意見を直接聞く機会を設けてまいりました。平成26年度は基本設計案に寄せられた市民の意見と、その意見に対する市の考えを6月に公表しております。

次に実施設計であります。実施設計の平成26年度の業務内容が、施工候補者選定とVE協議でありましたので、施工候補者選定とVE協議についてお答えをいたします。

VE協働方式、現在はECI方式と呼んでおりますが、この方式を導入した背景は議会のほか、広報「ほのか」、市民まちづくり集会でも説明させていただきましたように、昨今の入札不調の頻発とその要因から特に大型建設事業につきましては、実勢価格がつかめ

ないことで労働者確保の難しさから、結果的に通常の一般競争入札では入札不調が続いたり、結果的に落札しても競争性が十分に発揮されないといった状況からでございます。

このE C I方式の採用に伴う施工候補者の選定は、新都市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに基づくプロポーザル方式を採用し、学識経験者、市議会議員を含む8名で構成する評価委員会での市の責任において厳正に行われるべきものでございました。

また、E C I方式におけるV E協議は市と設計者、施工候補者が協働し、庁舎機能を確保しながらコストダウンの方策を検討する場です。その作業は専門的であるとともに企業が持つ知的財産とも言える技術提案を市、設計事務所、施工候補者の信義の中で議論するものであります。したがってまして施工候補者選定とV E協議につきましては、いずれも市民の声を聞くステップであったとは考えてはおりません。

次に2つ目のお答えをさせていただきますが、旧市民体育館の解体はやはり拙速過ぎたのではないかというところの部分のお答えをさせていただきます。

旧市民体育館の解体につきましては、平成26年9月26日の議員定例報告会で土地収用法の事業認定を受けた土地所有者との土地売買契約を完了し、建設用地の全ての確保ができたので、延伸してきた旧市民体育館の解体に着手すると報告をした上で進めたものであります。

また、旧市民体育館を解体した後、庁舎本体工事に着手するまでに7カ月程度の期間を要する埋蔵文化財発掘調査を予定しておりました。当時は庁舎本体の工事着工を平成28年5月とするスケジュールでありましたので、旧市民体育館の解体が拙速だったとは考えておりません。

○鈴木達雄委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗スポーツ課長 旧市民体育館競技場の

利用は、市内のスポーツ団体、バドミントン、バウンドテニス、そして文化活動団体、民謡、剣舞、吹奏楽が主でしたので、合宿を伴う利用はなかったと思われまます。したがって、合宿型まちづくり活動への補助金施策に反することにはつながらないと考えています。

また、体育館の解体は市民の福祉・健康の向上、地元経済へ悪影響を与えたという意見ですが、文化活動団体は武道場及び勤労青少年ホームをスポーツ活動団体は小中学校の体育館や青年の家を代替施設として利用していますので旧市民体育館の解体機能の代替はできており、福祉、健康、地元経済への影響は変わらないものと考えています。

○鈴木達雄委員長 次、いいですか。

それでは次の質疑に移ってください。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは次の質疑に入ります。

2-1-1 一般管理費、市政報告懇談会事業でございます。

市政報告懇談会事業について、「平成26年度決算にかかわる主要施策成果報告書」10ページによりますと、平成23年度の実績は643人でございますが、これに比べて平成26年度は170人もの減となっております。目標値500人ですが、500人にも届かなかったこの理由を伺います。

○鈴木達雄委員長 金田秘書広報課長。

○金田明浩秘書広報課長 市政報告懇談会につきましては、直接決算額には計上されていませんが、平成24年度までは市政報告を主体としたものでありまして、市長から重点施策に関する概要や進捗状況等を報告させていただいた後、30分程度その事項を含め市長と市民の皆さんが直接意見交換をしていただく時間を設けてまいりましたが、参加された方からもっと市長と膝を交えて意見交換をする時間をふやしてほしいという要望がございました。

このため、平成26年度は市長と地域の方との意見交換会を優先する方向で、名称を「市政報告懇談会」から「地域意見交換会」に改めまして、地域自治区を単位に市内10カ所で開催いたしました。

広報しんしろ「ほのか」、チラシの全戸配布、それから市政番組の「いいじゃん新城」、防災行政無線での放送で周知を行いました。名称の変更もあり十分な浸透がされなかったこと、それから市長からの市政報告を縮小しましたことも原因があったと思いますが、参加者が目標値に達しなかったということだと推測しております。

今後も意見交換会の十分な周知を図るとともに参加者をふやす工夫をいたしまして、地域の皆さんの御意見や提言を市政に反映させる機会にしていきたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、続けて質疑のほうをさせていただきます。

2-1-3 広報広聴費、市政番組編成事業、ページ数は74ページでございます。

市政番組「いいじゃん新城」が、年間2,000万円以上の予算をかけて放送しておりますが、市民への浸透度は高いと言えるのか伺います。

○鈴木達雄委員長 金田秘書広報課長。

○金田明浩秘書広報課長 市政番組「いいじゃん新城」は、平成20年度から放送開始し、1日6回、15分番組を放送、年間52本の番組を制作しております。

番組内容につきましては、市職員による市政番組編成委員11人に市民委員兼市民ナビゲーター4人を加え、計15人で毎月1回、市政番組編成委員会を開催しまして企画編成などの検討を行い、内容を決定しております。

市民への浸透度につきましては、加入率も徐々に増加していますこと、また、放送開始当初にはテレビ出演には消極的であった市民も近ごろではティーズの黄色いジャンパーを

見つけますと「ティーズだ、映して。」という駆け寄ってくる子供さんもお見えになりますし、また、夏休み期間中に応募のありました子どもナビゲーターの中には、「大きくなったらティーズさんになりたい。」と感想を言ってくれるお子さんも見えるなど、徐々にではありますが浸透度が高くなってきていると感じております。

今後とも市政番組「いいじゃん新城」が地域の身近な番組として、より市民の皆様へ愛され、そして子供から高齢者までより多くの方に視聴していただける番組になるよう市民に出演していただく機会をふやすとともに、常に新しい情報や身近なホットな話題を提供することで浸透度を高めてまいりたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 15名のスタッフで52本の放送を年間しているという報告でございました。加入者もふえてきているという報告であったのですが、この報告書を見ますと加入者目標値90%と書いてあるのですが、実績値は70%だと。去年は84%だということで下がっているようにデータ上は見えるのです。

そして人口減少が激しいこの新城市で、今後、この成果が70%を切らないように僕もしてほしいと思うのですが、そういった次回は広がっていくという内容やそういう計画は考えているのか伺います。

○鈴木達雄委員長 金田秘書広報課長。

○金田明浩秘書広報課長 今、委員が質問された内容につきましては、主要施策の成果報告書の中の数値を言われたと思うのですが、これにつきましては成果実績と成果指標ということで掲げているもので、市政モニターに基づく満足度を目標値として90%ということで実績が70.3%だったということですが、これにつきましては、市政モニターというのは2年に1度、応募していただいた方と1,000人の中から100人を市政モニタ

一とし2年に1度モニターを選任させていた
だきまして、その中でその満足度を聞いた内
容でありますので、ちょうどこの26年にモニ
ターさんがかわっているということもありま
して、数値が下がっているということござ
いますけれども、これが下がってはいるので
すけれども、今後、先ほど言いましたような
市政を伝える重要なツールとして皆さんによ
り見ていただけるような番組づくりをしてま
いりたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 年間2,000万円かけていま
すので、ぜひそういった抜本的な改革や中身
を充実してほしいと思います。

次の質疑に入ります。

2-1-7 財産管理費、公有財産管理事
業、ページ数は78ページでございます。

「公共施設マネジメント推進事業」は、新
城市の公共施設だけでなく、市道などのイン
フラの安全管理にも関係します。市民にとっ
て身近なインフラの安全状況がわかりにくい
状況があります。例えば壊れた橋や道路の修
理などの状況です。

こういった情報をリアルタイムで、ひと目
でわかる工夫が必要だったのではないかと考
えますが伺います。

○鈴木達雄委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 御質疑をいただきました
公共施設マネジメント推進事業は、本市が
保有する公共建築物及びインフラ資産の現状
と将来の更新費用などを把握・分析をしまし
た新城市公共施設白書を業務委託により作成
したという事業でございますので、まずその
点を御理解いただきたいと思えます。

この作成しました公共施設白書には、公共
建築物については施設ごとの劣化状況を調査
したデータがございますが、インフラ資産に
つきましては個々の劣化状況を調査したデー
タまではございません。

ただ、道路の通行どめですとか、交通規制

などの情報につきましては、現在も関係機関
から随時市のほうへ情報が入る体制になっ
ておりますので、情報が入り次第、防災行政無
線やホームページ等を通じて市民の皆様にお
知らせをしておりますので、既にリアルタイ
ムに近い形で情報提供がなされているとい
うふうに認識しております。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、次の質疑にまい
ります。

2-1-12 路線バス運行費、公共バス
運行事業、ページ数84ページです。

成果報告書のページ数28ページによります
と、主に小中学生の通学と高齢者の移動を考
慮した路線の維持を図ったとのことござい
ますが、実績値は前年度比から3,000人ふ
えております。両者に因果関係があるのか伺
います。

○鈴木達雄委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 公共バスの利用者数は、
主に小中学生及び高齢者であり、通学のため
毎日利用する児童・生徒の人数によって延べ
利用者数は大きく変動していきます。

平成25年度と比較しまして平成26年度の小
中学生の利用者数は横ばいでありましたので、
特に因果関係があったとは認識しておりませ
ん。

実績値がふえましたのは、高齢者を中心と
した新規の利用者数の増加、もしくは利用者
の利用形態等が変化したものと推測をしてお
ります。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 高齢者の移動に増加が見ら
れるのではないかとということで、非常にいい
傾向だなというふうに思っております。

次の質疑にまいります。

2-1-16 地域自治区費、地域自治区予
算事業、ページ数88。

(1) 穂積市長は、地域自治区制度予算の

中で、学校の施設整備や備品購入が計上されていることを指摘した。

私は平成26年度予算で、ある自治区では、教育・保育・幼稚園などの管理予算に使うという本来なら一般予算のきちんとした項目を市で立てて支出しなければならぬものがあるが、こういう使い方でのよいのかと伺う。と、質疑をいたしました。

当局は、自由に使える財源だ。問題はないという答弁でございました。その認識は今も変わらないのか、伺います。

(2) 市内全域の自治区予算の総額は6,600万円にも上ることがわかりました。この予算は、一部については少なくとも教育費に係る小・中学校、こども園などへの教材整備費、管理費に支出されているため、本市が責任を持って平等・公平に全地区に支出するべきであったと考えるが、認識を伺います。

○鈴木達雄委員長 中西市民自治推進課参事。

○中西幸成市民自治推進課参事 (1) と

(2) の質疑につきましては、関連性がありますので、あわせて答弁させていただきます。

地域自治区予算は、限られた財源を住民が主体的に考え、地域ごとに異なる課題解決への対応や将来への取り組みができる予算となっております。

地域課題は各地域自治区ごとに当然違いは出てきておりますが、ある地域自治区では、地域の将来における人材育成と地域自治区に住み続けてほしいという教育や愛郷心の観点から考えますと、子供というものがテーマになってまいりますし、地域課題ともなってまいります。

地域自治区予算は、使い道を住民が考え、利用計画を策定するものでありまして、その地域の将来を担う子供たちに地域自治区予算を充てることは、将来の地域づくりを見据えて真剣に協議が行われた結果となっており、よい地域づくりができるものと思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 問題がないという答弁、全体的な答弁だったと思います。

例えば、今、現場で起きていることなんです。同じ小学校でもAという小学校になると新しい楽器が揃っているから使いやすいという市民の声があります。生徒の声もあります。Bに行けば、ぼこぼこ、ぼろぼろで、コンクールに出ても機材が、楽器が壊れてしまつてうまくいかないという声もお聞きしております。

つまり、同じ新城市内の小学校、中学校であっても、教育の差が出てくるという不安の声の市民がありますが、こういうふうな形で地域自治区費であれば、そういった整備費使えらと。この学校には新品があつて、このBという学校には中古の物がずっと10年来使つているという状況で、教育について公平・平等の義務教育があるんですが、この件にはふれられないという認識でよろしいでしょうか。

○鈴木達雄委員長 夏目教育部長。

○夏目道弘教育部長 教育の公平という観点の御質疑でありましたので、私のほうから御答弁申し上げます。

今、議論になっております、いわゆる学校の楽器の新しい、古いということでございますが、確かにすべての学校の楽器が全部新しくなれば、それはそんないいことはないと思っておりますが、現実の問題として、教育委員会で持っている教育予算の中でそちらのほうに回すよりも、もっと緊急なやるべき事項というのがたくさんありますので、どうしても後回しにならざるを得ないということでございます。

今回この自治区予算の関係で、ある学校については教育のこの備品だとか、そういった物が整備されるということは、その地域の総意として、その地域の子供たちをすごく真剣に思っただけということのあらわれで

あるというふうに教育委員会は捉えておりますので、それは非常にありがたいことであります。

今、教育委員会が提唱しております共育という概念にまさに合致するよう取り組みだというふうに思っておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

教育の公平というものをどこまで持って公平というのかということについては、恐らく浅尾委員とこちらの見解がずれるところがあるかと思いますが、現状を持って教育の公平性が全く欠けておるといった認識は持っておりません。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 加藤委員の歳出2款1項2目電子計算費、新城まちなみ情報センター管理事業について、関連質疑をさせていただきます。

御回答でですね、今後、現状ですと無料パソコンコーナーも利用者減ってるということで、利用者増を考えていく必要があるというようなことがありましたが、まちなみ情報センターというのは、まちづくりの事業の1つとして、まちづくりを進めるためにまちなみ情報センターが設置されました。人を呼ぶための施設がまちなみ情報センターだったんですが、先ほどの御答弁ですと、まちなみ情報センター自体に人を呼ぶ必要があるというようになり、当初の目的と大幅にずれてきたというように思うんですが、新城まちなみ情報センターの存在意義ってものを問い直すべきだとは考えなかったのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 回答をお願いいたします。

広瀬副市長。

○広瀬安信副市長 まちなみ情報館のことで関連質疑でございますけども、現在、まちな

み情報館の利用、活用につきまして、抜本的な見直しを行うということについては考えておりません。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、引き続き質疑させていただきます。

4-3-1 公害対策費、一般公害対策事業費でございます。152ページ。

新城南部企業団地に進出している産廃処理施設の臭気と水質にかかわる現状調査と予測シミュレーションの結果を地元住民の皆さんに伝えたのか、伺います。

○鈴木達雄委員長 佐々木環境課参事。

○佐々木敏宏環境課参事 平成27年4月28日開催の第8回新城南部企業団地産廃対策会議で、臭気及び水質に係る現況調査の結果と臭気に係る予測シミュレーションの結果をお伝えしました。

その後、会議資料につきましては、市のホームページに掲載しました。

さらに、会議の概要を6月16日に市のホームページに掲載したことにあわせ、八名地区の各区長さんへ文書の回覧を依頼し、市議会及び報道機関の皆さんへも発表させていただきました。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出4款衛生費の質疑を終了します。

ここで説明員入れかえのため、再開を10時

15分とし、休憩といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時15分

○鈴木達雄委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

最初の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 6款1項6目農村振興費、地域おこし協力隊運営事業、162ページですが、地域おこし協力隊の問題点っていうのが、結局、地域の理解という問題、1年単位になるわけですが、最長3年過ぎた状態で定住しているところになかなか結びつかないというのが問題だというふうに聞いておりますが、定住実現に向けての成果と課題っていうのをどのように認識したのかお伺いします。

○鈴木達雄委員長 川合産業政策課長。

○川合教正産業政策課長 それでは、お答えさせていただきます。

地域おこし協力隊の運営事業につきましては、都市からの移住希望や地域資源を活用しての起業、就業機会を得ようとする意欲のある若者と地域の特性を生かした地域づくりを円滑にマッチングさせていく手法として、全国で取り組んでいるものでございます。

隊員の受け入れの初年度であります昨年1年間の隊員の活動を振り返ってみて、定住に向けての成果としては、隊員としての実践活動を通じて、地域の人々に共感を得て、地域に溶け込みながら、2人の隊員は、それぞれ作手地区において、この活動の軸足を置きながら、男性は、有害鳥獣の捕獲と獣肉の活用やイベント等による誘客活動を行ってまいりました。女性につきましては、地域農畜産物を活用した6次産業化や地域PRについて取り組むことができ、地域の活性化や地域資源の活用に多少なりとも寄与できているものと

考えております。

また、地域住民にとっても、隊員の活動は刺激となって、長年培ってきた技術の伝承や共同で1つの目標に邁進するという姿は、地域社会の活力に結びついていくものと考えております。

活動を通じての課題としましては、定住に欠かせない要素として、任期後の生活を支える収入を安定させるため、新たな「業（なりわい）」に結びつける可能性を高めていくことが必要というふうに考えております。そのためには隊員本人はもちろん、地域の方々にも協力していただくとともに、隊員として活動をさらに幅広く、魅力的に行えるようにサポートをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 御答弁のとおりだと思うんですが、現実には日本全国その部分が一番難しいと思うんですね。

地域おこし協力隊の皆さんが派遣されてるところは、当然、周辺地域、非常に生活が難しい。仕事をつくるのが難しい地域です。その地域は非常に自治体にとっても重要な地域ではあると思うんですが、非常に将来展望をつくるのが難しいんですね。

ですから、今の御答弁ですと、地域との協力も必要だと。当然そうなんですけど、もっと必要なのは、行政としてその地域をどのように発展させていく、発展と言うか、維持発展させていくのかという構想だと思うんですね。その部分について、あと2年しかないんですが、2年のうちに生活の糧を得られるような方向性を出すというような検討を始めてるのか、始めたのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 川合産業政策課長。

○川合教正産業政策課長 定住に向けての課題という部分では、やはり地域の方たちとの協力という部分も欠かせませんし、それから

地域自治区、それから振興事務所、作手の総合支所との連携というものもやはり欠かせないというふうに思っております。

もう3年後を見据えて、今後はどういうふうにやっていくかということも含めて、隊員本人と日々こう、いろいろな課題、こういうふうにしたらどうだろうという話をさせていただきながら、活動を通してそういうものの将来像について進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 6-3-2 林業振興費について。森林総合産業の創出事業のページ168です。

公共施設用材ストック場設置検証事業について、その検証結果をお伺いします。

○鈴木達雄委員長 太田森林課長。

○太田福一森林課長 市内産材や市有林材を公共建築物の用材として活用するためには、搬出された木をストックし、必要なときに供給できるよう保管する場所が必要となります。

また、伐採し、乾燥し、製材し、集積されるまでの一連の流れをどのように設定することが最もコストをおさえられるかを整理しないと、現実的には木材利用にはつながらないと考えております。

そのため、検証事業におきましては、実際に木を動かし、最適な場所に保管し、どのくらい製品化することができるかを検証してまいりました。

具体的には、作手田代市有林から利用間伐として伐採し、造材した材668本、172立米についてストック、選別、製材などについて検証を行ってまいりました。

検証結果は、原木のストック場として三河材流通加工事業協同組合の原木市場土場として現地搬入したところ、ストックに必要な面

積は76.2平米となりました。

次に、原木の選別であります。材長及び末口の径ごとにA材、B材、C材を選別し、市有林材の評価を行ってまいりました。評価結果は、A材86.4%、B材6.7%、C材6.9%でありました。

なお、ヒノキ材につきましては、53本中17本の枝虫が検出されております。

次に、作手総合支所実施設計における建築材の「木拾い表」に基づき、原木材から見た「木取り表」を作成し、もくろみ数について検証を行ってまいりました。その結果については、集成材として、もくろみ数136本に対して136本、構造材としてのもくろみ数536本に対して532本、壁板材としてのもくろみ数1,030本に対して822本、胴縁材としてのもくろみ数1,690本に対して1,590本であり、合計もくろみ数3,392本に対して3,080本が製材品となり、製品率は90.8%でありました。

なお、材積につきましては、原木材172立米に対して、製材品として75立米、製品率としましては43.6%でありました。

なお、この検証事業に使用した製材品につきましては、作手総合支所建築材として活用させていただいております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、再質疑しますが、まずこの公共施設用材のストック場設置検証事業と今、言われた作手総合支所用の材木確保ってというのが一連の中でやってるのか、ストック場はストック場で検証されたのか。じゃあ作手総合支所用はストック場で検証した材木をそのまま流用した。そういう流れの中で行ったのか。別々で検証されたのか。その辺だけちょっと確認します。

○鈴木達雄委員長 太田森林課長。

○太田福一森林課長 原木材がどのくらいの製品になるかということを検証するために、まずは何をもとにして製品率を出すかという

ことを検討するために、作手支所の建築材の使用材料を、「木拾い表」ですね、それを参考として製材をしております。

よって、当初から使用材という観点ではなくて、引いた結果、その材を作手支所に活用したというふうでございます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ストック場はホルツでやってみたっていうことなんですけども、地域の木材を公共施設に利用するという一連の作業の中でやられた検証だと思んですけども、作手支所用の木材は、この事業ですべてとは言いませんけど、何割この事業で確保されたんですか。

それで、結果的に入札不調になったわけなんですけども、この事業による木材の確保がコスト低減とかそういうものに役立ったのかどうか。その辺はどういうふうに判断されてますか。

○鈴木達雄委員長 太田森林課長。

○太田福一森林課長 木材、作手総合支所にどのくらいの材がということですが、手元に正確な数字持っておりませんが、おおむね半数弱ぐらいかというふうに認識しております。

この検証結果がどういうふうに今後伝わっていくかということかなと思いますけども、どのくらいの建築する目的の建物に対して、どの程度の材が必要かっていうのは、この検証結果の中で原木としてどの程度の材を出すことによって製品が確保できるかというような逆算をしていくことが非常に今後の建築物を建てるために必要だというふうに考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 支所用の約50%の木材をこの検証事業で確保されたっていうことなんです。そうすると残り50%は地元の地域の材で

はなかったのか、どっかから調達されたのかと思うんですけども。

それと、事前にこうやってストックして、地域の木材を集成材用の製品確保して、事前にこれは集成材加工業者に送ってるのか。まだ入札前にそういった作業をしてるのか。そうなるちょっとその辺の入札との関係がよくわかりませんが、どの、公共事業に使う場合は、当然、年度初めになるわけなんですけども、材料っていうのは当然、切る時期が決まってますし、乾燥させる時間もかかりますし、そういったタイムラグがあるものですから、それをうまく公共事業に使うっていうための検証だったと思んですけども、今後これが市内の公共施設で木造建築に生かされていくための検証として、今、縄張りの木材を何本取ればどれだけ確保できるというようなことだったんですけども、それがまた今後に生かされていくことまでちゃんと検証できたのかどうか。

それから、また次の質問にそのことも答えが出てきますけども、その辺についての見解をお願いしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 太田森林課長。

○太田福一森林課長 この検証結果を踏まえてですね、平成27年7月から3月中旬にかけてまして、田代市有林の流木を伐採し、作手鬼久保広場に隣接する駐車場をストック場として利用しました。この伐採におきましては、作手小学校の建築材として利用しようということを目的として行ってきております。小学校建築材として必要となる木材製品の量、製品を調達するために必要となる原木、そして原木をどこにストックしておくかなど、当検証事業で得られた結果をもとに実施してまいりました。

なお、平成24年度に施行されました新城市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針に基づき、今後、市が整備する大きな木造建築物につきましては、この検証結果

を踏まえ、関係課と連携を取りながら各事業に取り組んでいきたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 次の6-3-2 林業振興費、森林整備事業についても今の答えとかぶったり関連がありますので、続けて入っていきたいと思いますけども、森林マネジメントアドバイザー事業において、もう公共建築物への市内産木材利用促進のために確立された木材調達方式っていうのは、今の答えがほとんどであったような気がしますけど、再度お願いしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 太田森林課長。

○太田福一森林課長 マネジメント事業についてということですが、先ほどと重複する面もあります。

公共建築物の市内産材の利用につきましては、先ほど申しました方針を定め、平成24年度に定めております。市内の木材を積極的に利用することと、この指針では、方針では示しておるわけですが、しかし過去の建築事業では、公共建築物の木造化についての経験不足などから、木材の調達が思うようにいかないケースもあったと伺っております。

そこで、市内の木材を公共建築物にスムーズに利用するため、森林組合、製材組合、三河材流通加工事業協同組合、市の関係各課で構成する新都市木材調達協議会を組織し、さまざまな木材の調整方式を検討してまいりました。

この森林マネジメントアドバイザー事業では、作手小学校建築における木材調達方式として、材工分離発注方式を試みとして実施してまいりました。

このアドバイザー事業で指導をいただき、新都市木材調達協議会において、市内で産出される原木の状況やそれを加工する製材業者の能力などの基礎情報を設計者に伝え、市内産木材を生かせるような設計がなされるよう、調整を図ってまいりました。必要な木材の仕

様と条件を発注担当課が理解することによって、公共建築物への市内産木材の利用が円滑に進むよう取り組んで、今後とも進めてまいりたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 先ほどの質疑と同じようなことになってしまうかもしれませんが、平成26年度の決算ですので、平成27年度の入札不調のことは持ち出しませんが、平成26年度で作手小学校用の材木をこうやって準備されたにもかかわらず、平成27年度不調は置いていて、結局それじゃあ、その作業は木材の安定供給ですとか、コストダウン、広い意味では林業振興とか地域の木材の活性にはつながってるんでしょうけども、最終目標である木材の利用の中でコストダウンだとか安定供給の面で、事業に貢献できない要素がどっかに含まれてるのかと思うんですけども、結果として、先ほども言った総合支所も入札不調だったし、年度は変わっちゃいましたけど、平成27年度の作手小学校も入札不調だったと。平成27年度のこと置いて、そうならないようなための作業を検証したにもかかわらず、結果そうやっていったってということについてどういうふうに考えているのか。お願いします。

○鈴木達雄委員長 太田森林課長。

○太田福一森林課長 森林課では、在庫分離発注のどの程度の材を調達するかというようなことで、その量を調達をしております。

小学校の入札については、私、ちょっと承知しておりませんが、森林課としては、どれだけの材をどうやって調達するかということ、この調達協議会の中でいろいろと検討してきたところであります。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員の質疑は終わりました。

3番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 歳出6款1項4目農業振興施設費、農業振興施設管理事業、160ページ

です。

学童農園山びこの丘管理運営事業において、宿泊者、利用者ともに前年比増となっています。誘客の努力によるものと高く評価しますが、集客増となった要因について伺います。

○鈴木達雄委員長 菅谷鳳来地域整備課参事。

○菅谷典弘鳳来地域整備課参事 学童農園山びこの丘の宿泊客、利用者数の増加の要因については、指定管理者が県内及び浜松市内の小学校を対象に、新規利用校の開拓や以前利用していただいていた学校に利用再開をお願いするなど、学校への直接訪問による営業活動を行ったことが一因として挙げられます。

また、ホームページのリニューアルやブログの更新により、対前年度比、約2万件増のアクセス数があったこと、また当該指定管理者が他の指定管理を行っている浜松市内の公共施設にも、学童農園山びこの丘のパンフレットを設置させていただき、一般利用者に向けての情報発信、施設紹介を行っています。

こうした地道な誘客に向けての努力が宿泊者、利用者の増につながっているものと評価していますので、引き続きブログの更新による情報発信や利用者の少ない冬場に学校訪問を積極的に行い、さらに宿泊者、利用者の増加につなげていきたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 宿泊の前年実績と比べますと、17%以上も宿泊者が伸びているという、これは今の昨今のこのなかなかこういう業界低迷してる中で、本当にすごい頑張ってるなっていうふうに思うんですね。

それで、昨年、実はその前の年、平成25年度と比べると、宿泊客、それから利用客も落ち込んでいるんですけども、今回のこの利用増でそれを補って、宿泊についてはさらに8ポイントぐらい伸ばすぐらい、余りある本当に成果を出してるなっていうふうに思います。

実は、山びこの丘のホームページ、私も見

たんですけども、これを見た方からも、この山びこの丘の施設、体験もできるし、それからスポーツもできる。合宿もできる。雨天対応のテニスコートもあるという、この施設の優位性を本当によくPRして、写真も大変充実してるし、このホームページが大変効果があるっていうのは、見ての方からもホームページのこのできと言うんですかね、この内容について評価する声も聞いております。

それで、1つ小学校に対しての営業活動って言うんですか、これを地道にやられた結果であるということなんですけれども、この宿泊者につきましては、そうしますと一般の利用よりも、やはり小学校、中学校、こうした利用の増加によるものという理解でよろしいでしょうか。

○鈴木達雄委員長 菅谷鳳来地域整備課参事。

○菅谷典弘鳳来地域整備課参事 小学校、学校が利用していただくと、一度に100人ないし150人の利用客がありますので、小学校、中学校の部活動で利用していただくほうが利用効果は上がると。そのように理解しております。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 あと1つ、浜松方面につきましては、指定管理者が静岡の企業でありますので、そちらのほうに営業も強化されている、された結果であるというふうに思います。これで平成26年度は新東名も開通する予定でしたし、ちょっと1年延びてしまったんですけども、そういう意味においても、岡崎、豊田、名古屋方面からの要するに誘客と言いますか、そちらからのお客さんの誘導のための営業活動として、当然、取り組む必要があると思うんですけども、その点についてはいかが取り組まれたか。

○鈴木達雄委員長 菅谷鳳来地域整備課参事。

○菅谷典弘鳳来地域整備課参事 ことしの冬をめどに、名古屋方面にも、もう少し学校訪問等をするということで、指定管理者から聞

いておりますので、そこら辺の成果も来年あたり出てくるのではないかというふうに思っております。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 歳出7款1項3目観光振興費、広域観光振興推進事業、174ページです。

奥三河観光協議会関係で、通常負担金に加え、事務局人件費負担金とありますが、新城市における広域観光振興の視点で、奥三河観光協議会の役割や意義について、どういふふう認識しているのか、伺います。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 お答えさせていただきます。

現在、観光客のニーズは多様化しており、より多くの観光素材が求められております。

また、観光客は市町村境界を全く意識せず、地域として観光地を捉えております。本年度内に開通する新東名高速道路によるアクセス改善により、市内にとどまらず、奥三河地域への移動が容易となります。このため関係市町村が連携し、奥三河の観光素材を相互に利用することで、地域全体の魅力を高めた情報発信が観光客の増加へと結びつくと考えております。

このため広域観光戦略の中心的役割を担う奥三河観光協議会が関係市町村の連携を取って、奥三河地域の持つ魅力とイメージをアピールし、一体となって観光PRを展開すること、周遊性を高める企画による誘客促進を図る必要があることから、昨年10月に奥三河観光協議会が新たな観光企画の実施主体とし

ての活動をするための組織強化策として、一般社団法人化しました。

本年3月に開駅しました「もっくる新城」において、「奥三河観光ハブステーション」の役割を果たす観光案内所では、協議会職員による奥三河全域のしゅんの観光情報、グルメ情報、イベント情報など、さまざまな観光情報の提供は、来訪者にとって求める情報を得られる場として、安心感や信頼感を与えることができました。

今後につきましては、地域の個性や地元の方しか知らない小さな観光資源を発掘し、都市部の旅行会社への企画提案や、また独自企画の実施運営など、地域発の着地型観光につなげていくこと、新たな広域イベントのコーディネーターとしての役割などに奥三河観光協議会の大きな意義があると考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ありがとうございます。

ちょっと奥三河観光協議会の役割について関連ですが、市の観光課及び観光行政、それと観光協会ですか、これとの関係っていうのはどういう形ですみ分けておるのか、もしくは連携をどういうふうにされておるのか、一定の方針と言うか、そういうものがあれば伺いたいと思います。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 市の観光協会と市の観光課とのすみ分けでございますけど、市観光協会につきましては、市の大きなイベント、またPRにつきましては、中心的な役割を果たしております。

それに対して、観光課につきましては、それをサポートしつつ、また観光の観光交流、観光施策を考えていくということで、お互い持ちつ持たれつ関係で広く観光を推進しているところでございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 要するに、奥三河観光協議会と市の観光協会どうなんだということです。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 どうも済みませんでした。

奥三河観光協議会につきましては、主に広域的な、もちろん観光につきましては広域的に取り組む時代に入っております。もう個々の市町村ではなく、地域全体または都道府県を越えた集合体で取り組むことが多くなっております。

そこで、本市といたしましても、このようなことを鑑み、新城、北設で一体的に取り組む奥三河観光協議会をつくり、また一般社団法人化して、奥三河をメインとして、トータルのですね、PR、観光宣伝、また誘客を図るのが観光協議会でございます。

それに対しまして、市の観光協議会につきましては、市の当然、市の観光協会の理事さんは市の事業者、またはそれぞれ市の会員になっておりますので、市のためのイベント、つまり「新城さくらまつり」、また花火大会、「もみじまつり」等々、市の行事を大きく推進していく役割が新城観光協議会の役割となっております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そういふことだろうと思うんですが、この役割と意義ということについて、と言うのは、奥三河観光協議会の役割と意義ということについてですが、今る説明があったことや、この決算の状況を見ますと、徐々に市の観光をこの協議会のほうが包含していくと言うか、ある程度まとめていくような形になるのではないかと、この思うんですが、その辺の方向性というのは現時点では出てないんですか。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 今、委員のおっしゃる

とおり、今後の観光につきましては、広域観光が、市だけでは足りませんので、この地域全体の魅力アップで相互連携して観光を図るのが今回の観光につきましては主流になっていくと考えております。

ただ、市としましても、市の観光協会としましても当然、市独自の観光資源もありますし、イベントもありますので、市観光協会につきましては、市に対する、当然、理事さんとか会費払っている方につきましては市の方になりますので、市のイベントをやっていくという形でございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 次の質疑に移ってください。

○山崎祐一委員 それでは、7-1-3観光振興費ですが、桜淵公園の再整備事業、176ページです。

桜淵公園再整備基本計画策定委託業務料の成果と内容について伺います。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 桜淵公園再整備基本計画委託業務につきましては、市民参加によるワークショップを4回開催いたしまして、今後の桜淵公園のあり方や課題等、解決方針、また手法について検討していただき、桜淵公園再整備基本計画（案）として取りまとめてまいりました。

計画対象区域につきましては、豊川右岸、左岸側及び青年の家周辺地区を含めた約14.4ヘクタールの範囲となります。桜淵公園が年間を通じ、憩いの場として利用ができ、小さな子供さんも安心して遊べ、ベビーカーや車いすの方も利用しやすい公園環境になるよう、現況の地形や樹林等を生かしながらもバリアフリー化に対応した施設整備を図るとともに、休止施設となっております市民プールの利活用方法を含めた計画原案となっております。

現在、優先的に整備すべき施設等を洗い出

し、事業スケジュール、概算事業費の精査、財源計画の庁内の関係各課と協議しながら桜淵公園再整備基本計画（案）の熟度を上げ、今年度中に成案をまとめる予定としております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、この成果と内容ということなのですが、まだ議会に説明というのが、そういうのは中間報告的なものもないわけですしけれども、行われていないわけですしけれども、どの辺まで進んでいて、その後どのような形でこう説明していくのか、どういうふうな内容を生かしていくのか、その辺の考え方について伺います。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 現在のところですね、まだ先ほど申したとおり、まだ熟度を上げる関係で、庁内の検討会でもっと、もむ必要がございますので、それがある程度しっかりした熟度の上った案になりましたら、また議会のほうにつきましても御説明をしっかりとしていきたいなというふうに考えております。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますと、この委託料についてはもう決算で挙がってきているけれども、成果についてはまだ議会のほうに報告できない、そういう状況ですか。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 今年度策定予定でございますけど、まだ今後、熟度を上げていく必要がもっとありますので、庁内検討会等を開きまして、中を精査しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 このとても大事な桜淵の再整備計画だと思うんですが、この基本的な方針をまとめる、計画をまとめる段階で、ある程度、議会とのですね、協議と言うか、たび

たびいろいろ一般質問等を通じて議会側からの提案等もありましたんで、その辺の成果を踏まえて、この成果、内容について、もう少し熟度と言うか、意思形成から熟度を高める段階においても、早い段階で基本計画の形が、大枠がかたまらない段階でですね、担当所管の委員会等に説明するなり、何かこう協議をする場が大切だと思うんですが、それほどこの桜淵公園の再整備というのは新城市にとって大きな問題だと思いますので、そういうような方向でやっていただきたいと思うんですが、その辺の考え方について、現時点でどう考えていらっしゃるか伺いたいと思います。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 今、山崎委員から言われたとおり、桜淵公園再整備事業につきましては、大変な市民が関心のある大切な事業でございます。これにつきましては、大切な事業であるからこそ、熟度を上げて、議会の皆さんに御説明申し上げるのはしっかりとしたもので報告したいということで、今、鋭意、熟度を上げるため検討している最中でございます。よろしく申し上げます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、7款1項3目観光振興費、湯谷温泉街振興事業、ページ数は174ページでございます。

前年度決算額より大きな伸びを示した決算となっております。まずその要因をお願いいたします。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 湯谷温泉街振興事業につきましては、主に湯谷温泉源の加温・配湯施設の維持管理費用となり、燃料単価、温泉源使用量や入湯客数の変動や修繕の発生等の影響を受けるものでございます。

平成26年度の決算につきましては、平成25年度決算額と比較しますと、452万2,000円

の増加をしておりますが、主に配湯する温泉源の使用量増に伴う加温するためのA重油購入費の前年度比332万5,000円の増、2番目としましては、温泉源使用量増に伴い、くみ上げるポンプ等の稼働時間の長時間化、また料金の引き上げによる電気料の前年度比62万3,000円の増、3つ目といたしましては、加温水量を維持するための貯湯槽レベル発信器交換修繕など、前年度比66万3,000円の増加がありましたことが前年度決算より大きな伸びを示した要因となっております。

なお、費用負担増の対応につきましては、燃料コストを軽減する施設・設備への更新、また温泉源使用量の抑制とともに、入湯客の増加を図るなど、複合的に取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今るる御回答をいただいて、ありがとうございます。

確かに、平成25年度と平成26年度、450万円余の増加になっております。これ年々増加の一途ですけれども、いろいろ使用量だ、委託料だっていう、いろんな増加要因もあるんですけども、決算書を見てもですね、3,800万円余の決算の中から個々の数百万円単位の数字がここへ載っておる、100万円、5万円やという細かい数字の科目が載ってるんですけど、この科目以外で一番この3,800万円余の支出の中で大きなのは、そういう加温用のそういう施設の修繕費とか、そういうことかなと思うんですけども、一番端的に聞くのは、その3,800万円余の中の一番費用がかかっているものは何でしょうか。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 今回の平成26年の決算におきまして、多く費用がかかっているのは、燃料費でございます。A重油購入費が一番かかっていることになります。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今、A重油の燃料費が一番コストがかかるっていうことで、確か今回、補正の中にもいろいろ検討するような勉強の補正予算が計上されて、ペレットとか重油がいいかという検討材料があるんですけども、この平成25年度から平成26年度に含めてですね、もうやっぱり昨年私もちょっと聞いたんですけども、このA重油が供給するのに非常に金かかるっていうことなんですけども、ちょっとデータも調べてみたんですけど、このA重油っていうのは昨年からことしにかけてっていうか、平成26年度、前の決算からずっと平成26年度にかけては、年々これ下がっているんですね。国の国土交通省とか示している重油の中部地区の単価が下がっているにもかかわらず、この今のお話だと、重油のコストが非常にかかって伸びてるようなお話なんですけども、これ前回のときも聞いたんですけど、この地元の組合って言うのか、石油協同組合って言うのか、そういうところの締結かなというような判断があったと思うんですけども、普通で行くと、A重油そのものが全国的にこう供給過多って言うか、下がってきてる状況なのに、なぜ増加って言うのか、増額になっていくのか、その辺をちょっと御回答いただきたいと思います。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 今、委員がおっしゃるとおり、ちょっと燃料単価のほう若干調べますとですね、平成25年度におきましては、4月から3月平均は、A重油1リットル当たり88.3円。平成26年度につきましては、84.02円という形になります。若干、平成25年度と平成26年度、比較しますと、A重油単価は下がっております。

ただ、それにおきましては、それだけではなくて、今回、湯量の使用量が今回ふえているのが原因でございます。今まで温泉につきましてはやり方があって、1つはかけ流しで

やっていく方法、または循環式でやっていく方法と、いろいろ施設ごとに違ってきますけど、今回、各温泉旅館さんにつきましては、一時期、A重油が高いときもありましたので、そのままかけ流し方式で温泉を維持していくという形を取られて、使用量がふえているという状況でございます。それに伴って、今回A重油が当然、加温する湯量がふえればA重油もふえるという形に、金額は安くなっても湯量がふえたということでA重油の購入費がふえているということになります。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私のほうから、7款1項2目商工振興費、商工業者融資対策事業、172ページでございます。

小規模企業等振興資金預託事業並びに景気対策事業が目標値に対する実績値が半数の10件にとどまっております。昨今の厳しい経済状況のもとで、中小企業者が求めている施策だと考えておりますが、この主な理由を伺います。

○鈴木達雄委員長 片桐商工・立地課長。

○片桐厚史商工・立地課長 小規模企業等振興資金預託事業並びに小規模事業者景気対策事業は、中小企業者の経営の安定や設備更新のために資金を融資するものでありまして、中小企業者の身近な資金調達手段として利用されております。

融資実績としては、例年、小規模企業等振興資金預託事業が50件から60件、小規模事業者景気対策事業は10件から15件ほどで推移しておりますが、中小企業においては景気回復の先行きの見通しが不確かな現状等により、積極的な設備投資や運転資金の借入れが抑制されていることが新たな利用件数の伸びにならない理由と考えられます。

企業からの本制度の融資申し込みにつきま

しては、金融機関の審査を通じて、積極的に受け付け、融資を行っておりますが、経済状況に合わせて金利や信用保証料率の見直しにより、より利用の促進につなげていきたいと思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 先ほどいろいろな理由を言っていたいて、やはり基本的には経済の先行きが、今後の見通しが不安定だということが大もとにあるという答弁だったと思うんですが、ちょっとお聞きしたいのは、この手続をするのがすごくこう大変だとか、いろんな書類を持ってないといけない。なかなかそういうふうに資料作成が大変だという現状ってというのはあるのかどうか、伺います。

○鈴木達雄委員長 片桐商工・立地課長。

○片桐厚史商工・立地課長 この制度は、県全域でこの融資事業をやっております、長く実績を持ってやっております。

そういうことで、金融機関等の受け付けの状況でも指導を徹底しておりますので、資料を集めること、申請書を用意することについては、そう抵抗なく指導していただいていると思っております。

それで、今利用されている方は、継続して利用していることが多いものですから、書類の作成についても大変な状況で申請できないという状況ではないと認識しております。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

それでは、次の質疑に入りたいと思います。

7款1項2目商工振興費、企業立地推進事業、172ページです。

懸命なPR活動・優遇制度があるにもかかわらず、なぜ新城南部企業団地の早期売却が進まないのか、その理由をお伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 片桐商工・立地課長。

○片桐厚史商工・立地課長 新城南部企業団地は、内陸用地で津波の心配がないこと、そ

れから地盤が強固で地震に強いこと、また新東名と東名の両高速道路に近く、利用しやすいこと等をセールスポイントとして現在、早期売却を目指して誘致活動を行っております。

現在、新城南部企業団地で分譲している企業用地は、平地面積で7.7ヘクタールのもので4ヘクタールのものでありまして、問い合わせのある企業からは、希望する面積に対して広過ぎるということが理由で、なかなか売却が進まない状況にあります。引き続き市の主催する企業誘致説明会の開催やその他の開催の企業展への参加、ダイレクトメールや新聞への広告掲載等、広く誘致活動を継続してまいります。進出を希望する企業の掘り起こしに努めてまいります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 希望する企業から、ちょっと大きいよと。面積が大きいというふうな声があるというふうにお聞きしましたが、それを少し分割するとか相手側の企業さんに合うような、そういった分割法とか早期売却に向けてですね、そういった提案だとか今後のプランだとかっていうのは、県と相談して、そういう実現可能かどうかっていうのを考えるかどうか、今現時点、お伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 片桐商工・立地課長。

○片桐厚史商工・立地課長 分割、面積が大きいということで分割して売却できないかということは、土地の所有者であります県の企業庁様にも問い合わせ、確認させていただきましたが、企業庁側では、現在では分割分譲するという予定はないという回答をいただいております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、8款2項1目についてお尋ねをいたします。

道路橋梁総務費の中の道路等未登記物件の調査事業、資料178ページであります。

執行額494万5,537円であります。

1点目、何を目的として調査を委託をされたのか。

2点目、調査の成果品から生じた果実として、未登記の解消がどの程度なされたのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 内藤土木課長。

○内藤幹生土木課長 お答えします。

まず、1点目の道路等未登記物件調査事業調査委託料の目的についてでございますが、現況が市道として使用している土地でも、所有権移転登記がされていないものとか分筆もされず個人名義のままになっている土地が数多く存在しております。これを少しでも解消するために実施している調査委託料であります。

2点目の調査成果品から生じた果実として未登記の解消がどの程度されたかでございますが、平成26年度につきましては、1級市道一畝田大原線の調査委託をはじめ、6件12筆について処理をし、未登記等の解消に努めているところであります。

未登記の箇所につきましては、市内の道路で1,657筆を把握しております。

また、未登記路線解消に向けた取り組みとしまして、1級、2級市道を中心に、毎年平均いたしまして20筆ほど登記をしております。加えて道路改良、境界立会等の際に、未登記が判明したところにつきましても同時に解消していくよう努めております。

また、長期間未登記の状態になっており、懸案となっている場所につきましても、所有

者、相続人等からの御協力が得られれば、優先的に登記を進めているところであります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 一部は地権者もご承知されてみえるということだと思んですが、市道であるとか公の用地になっている関係上、御本人は、地権者の方ですが、税金は払っておみえになるんですか、それとも、もう市がこれは市の用地だから登記されてないから、未登記だけでもが不課税にするというような処置は取られてるんでしょうか。

○鈴木達雄委員長 内藤土木課長。

○内藤幹生土木課長 現在道路として使用しているという明確にわかっておるところについては、課税免除の手続きをとっております。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、1年間に20筆程度頑張っただけということではありますが、市の職員にも測量士、測量士補っていう免許持っている方お見えになると思いますので、委託をせずに、おれたちがやるぞという考えはなかったんでしょうか。過去、平成25年に750万円、それから当年が490万円、1,200万円ほどの拠出をしておりますが、その点はいかがだったでしょうか。

○鈴木達雄委員長 内藤土木課長。

○内藤幹生土木課長 今現在、市の職員の中でも測量できる人間もおりますが、やはりそればかりにばかり切りになるということがなかなかできないということで、委託できるところは委託するという形で今現在取り組んでおります。

○鈴木達雄委員長 山口洋一委員の質疑は終わりました。

2番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 8款4項1目について、都市計画総務費、都市計画基礎調査事業、184ページです。

基礎調査の結果について伺います。目的、

内容等について御説明ください。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、都市計画基礎調査の制度から御説明をさせていただきます。

この調査の趣旨につきましては、都市計画の策定とその実施を適切にするための基礎的データを把握するもので、都市計画法第6条第1項により、都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定める項目に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとされております。

愛知県におきましては、毎年、市町村が収集主体として定められた調査項目につきまして、県の協力要請に基づき、市町村が実施しております。昨年度で一通りの調査が完了しておりますので、県におきましては、本年度、調査結果を取りまとめまして集計解析を実施いたしております。

さて、平成26年度の基礎調査であります。宅地開発状況及び市街化調整区域内開発状況が調査項目でありましたので、その項目について調査を実施したものであります。

結果といたしましては、平成19年度から平成25年度までの7年間における開発許可数は34件、面積で6万3,950平方メートルという調査結果でありました。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 この件について、たびたび取り上げてきているんですが、この基礎調査の中で用途地域、用途区分等の見直しているものについては、全く対象にはしていないんですか。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 都市計画法の第21条によりますと、都市計画基礎調査の結果、都市計画を変更する必要が明らかになったと

きは、遅滞なく都市計画を変更しなければならないというふうに規定されております。

そういうことから考慮いたしますと、県全体としての都市計画であったりとか県の都市計画区域マスタープラン、そういうものの都市計画の変更もこの調査の目的の1つであるというふうには考えられます。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうすると、この基礎調査の結果について、市でまとめて県のほうに報告するということですが、そのときに意見等はつけて、市の考え方等は意見として添付して送れるものなんでしょうか。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 先ほども御説明させていただきましたとおり、この国土交通省で定める項目につきましては、市街地の面積であったりとか土地利用、交通量等々ございますけれども、その中で愛知県から各市町村に収集主体として依頼のあるものについては、限られた項目であります。その項目について回答をさせていただいているということでもありますので、新城市の都市計画全体についての項目ではないということから、これに基づきまして、新城市の都市計画、また都市計画マスタープラン等の変更には当てはまらないというふうに考えております。

○鈴木達雄委員長 次の質疑に移ってください。

○山崎祐一委員 それでは、4項1目の都市計画総務費、都市計画一般事務経費、186ページですが、県職員の受け入れに関する負担金の根拠、内訳と成果についての認識について伺います。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 負担金の根拠につきましては、愛知県職員を新城市職員として派遣するに当たり、協定を締結いたしました協定書に基づくものであります。

負担金の内訳につきましては、協定書第3に規定してありまして、派遣職員の給与、諸手当及び児童手当は、県の規定に基づき、県が支給した金額の2分の1を新城市が負担すると規定してあります。その規定に基づきまして支出したものでございます。

次に、成果についてでありますけれども、大きく次の3つの事務を行っていただいております。

1つは、新城駅前及び都市計画道路の整備に関する指導及び助言。

2つ目は、新東名インターチェンジ付近の整備事業推進に関する指導及び助言。

3つ目といたしまして、都市計画関係業務における愛知県との協議及び調整。

この3点であります。

まず、1番につきましては、新城駅前広場及び栄町線の計画を策定いたしまして、愛知県公安委員会及び東海旅客鉄道株式会社と事前協議を終えることができました。

2番及び3番につきましては、「もつくる新城」の道の駅の認定や都市緑化事業の審査等について助言や愛知県との調整をさせていただきました。

いずれにいたしましても、都市計画の事務全般にわたりまして、県職員としての幅広い見地により、指導、助言をいただいたことが大きな成果であると考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 確認させていただきます。

そうしますと、この県の職員派遣については大きな成果があった、よかったという、そういうことでよろしいでしょうか。課長としてよかったという、そういうことでよろしいでしょうか。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 はい、そのように認識しております。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

3番目の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 8款2項2目道路橋梁維持費、道路維持事業、180ページになりますが、市道草刈り等の委託場所はどこだったのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 内藤土木課長。

○内藤幹生土木課長 平成26年度に市道で草刈り等を委託した場所につきましては、市道有海原線、市道入船線、市道町並東入船線、市道萩野宮下2号線、市道川田野田線、市道小畑吉川線、市道土合赤座線、市道大島ダム線、市道西郷新丸田線、市道西川原八幡前線、市道神田西川原線の以上11路線であります。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 市道は延長すればかなりの距離があるわけですが、この11路線に限定した根拠は何だったのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 内藤土木課長。

○内藤幹生土木課長 草刈り等を委託いたしました場所につきまして、大きく3つの選定理由によって決定しております。

1つ目といたしまして、市道有海原線、市道入船線、市道町並東入船線、市道萩野宮下2号線につきましては、主に街路樹の剪定を目的に委託したものです。直営の作業班では対応が困難なため委託したものであります。

2番目といたしまして、市道西郷新丸田線、市道西川原八幡前線、市道神田西川原線につきましては、豊川の堤防道路になります。国土交通省が行う河川堤防の草刈りにあわせて、その業者と同じ業者で委託をしているものであります。

3番目といたしまして、市道川田野田線、市道小畑吉川線、市道土合赤座線、市道大島ダム線につきましては、交通量が多い路線とか作業条件等が厳しい路線などを予算の範囲内で委託したものであります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 3点に当てはまらない市道

についてはどのように対応されたのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 内藤土木課長。

○内藤幹生土木課長 直営班の草刈り並びに地元の御協力で、ボランティアで草刈りをして管理をしていただいております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 地元の協力というのが大きいかないというようには考えましたが、今後ですね、これがそのまま続いていくものかどうかというのは非常に疑問となるんですが、地元の協力について、今後どのようにしていくかということについては検討をしたのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 内藤土木課長。

○内藤幹生土木課長 限界集落だとか人口減少だとかという部分で、やはりそれと高齢化ということで、地元の御協力がなかなか得られないという地区が少しずつ出てきております。

今後は、小さい地域等につきましては、エリアを広げるだとか、また地元で団塊の世代だとか、そういう方で今、自宅で自営の農業だとかやっているような方々にも、御協力いただくようなことも考えていかないといけないのかなということで、今後は作業班だとか、そこらのほうも人数的に限られておりますので、今後どのような格好にしていくか、早急に対応を考えていきたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員の質疑は終わりました。

次の質疑に移ってください。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 8款4項1目ですが、都市計画総務費です。中心市街地活性化対策事業、184ページになります。

2点お聞きします。

1点、調査業務委託の成果は。

2点目、にぎわいのまちづくり活動の成果

は。

以上お伺いします。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、1点目、調査業務委託の成果はでありますけれども、平成26年度につきましては、道路予備修正設計業務委託及び用地測量業務委託の2本の業務委託を発注いたしました。

道路予備修正設計業務委託につきましては、平成25年度に実施いたしました道路予備設計の駅前広場の部分について、暫定計画の検討を行ったものであります。

また、用地測量業務委託につきましては、新城駅南地区の現況測量及び境界確定を実施したものであります。

続きまして、にぎわいまちづくり活動の成果について御説明をいたします。

この事業は、中心市街地及びその周辺における景観整備、まちづくり意識の高揚、まちづくりイベントの実施等、住みよいまちづくり、その他中心市街地の活性化を図るための事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものであり、平成26年度は1団体の交付申請がありました。

事業の成果といたしましては、事業計画に基づき事業を実施したことによりまして、都市計画道路を軸とした清掃、緑化やイベントを行うことで、まちづくりの輪を面的に広げることができ、地域のにぎわいが生み出されたのが成果であると認識しております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 項目としては、中心市街地活性化対策事業となるわけなんですけど、駅前の調査にしましても、にぎわいまちづくりにしましても、当面どうするかということは見えてきたわけですが、中心市街地の将来的なにぎわいという点で、どのように成果を判断したのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 本市におきましては、中心市街地の活性化に向けまして、中心市街地活性化基本計画というのを立てて進めてきておるわけでございます。

その事業計画に基づきまして、実施することによって、この中心市街地が活気のあるまちづくりができるということが最終的なアウトカムではないかというふうに考えております。

そのステップとして、この駅前広場、またそれぞれの地域によるまちづくり活動というものが進められているというふうに考えております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 中心市街地活性化基本計画ができて、かなりの年数たってるわけなんですけど、いまだに中心市街地のにぎわいというのが見えてこないという現状があったかと思うんですね。

毎年毎年、取り組んでいくというのは継続が力になりますので当然のことだと思うんですけど、やはり中心市街地活性化基本計画の見直しに踏み込むべきだったのではなかったのかと考えますが、その点についてどのように検討されたのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 中心市街地活性化計画につきましては、具体的ものが種々計上されておるわけでございますけれども、まだその実施に向けて少しずつの進捗であります。少しずつの進捗であることから、まず進めることが大事であるということで、見直しについては今、考えるときではないのかなというふうに思っております。

ただ、駅前事業につきましては、今まで区画整理等を考えた中でのまちづくりということを考えていたわけなんですけれども、駅前、栄町線の単独事業を柱とした駅前整備という方向性に変更させていただきました。

また、その中でも駅前、駅前広場整備というものについて、昨年度は暫定計画というものを立てまして、まず形の見えるような動きができるということが大事であろうということから、そういう動きをさせていただいたのが今現在、見直しの中ではそういうことなんですけれども、大きな中心市街地の活性化基本計画の変更は考えておりません。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員の質疑は終わりました。

4番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 4項3目ですが、震災対策費、住宅耐震化促進事業、188ページです。

本事業の成果実績と課題について伺います。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 まず、成果実績から御説明をさせていただきます。

木造個人住宅耐震診断につきましては110戸、木造住宅耐震補強事業5戸、木造住宅段階的耐震補強事業2戸、木造住宅取り壊し事業8戸、耐震関連地域活性化推進事業5件でありました。非木造住宅耐震診断及び耐震シェルター設置事業につきましては、申請がありませんでしたので支出はいたしておりません。

次に、課題であります。新城市耐震改修促進計画では、平成32年度までに耐震化を95%とする目標としておりますけれども、平成14年度以降に実施いたしました木造住宅耐震診断件数は、約1,700戸余りでありましたけれども、このうち補助金を使いまして耐震改修工事を実施いたしました住宅は60戸にとどまっているのが現状であります。

こうしたことから、安全な住宅の確保、つまりどうしたら耐震診断から耐震改修工事に結びつけることができるかが大きな課題であります。

本年度は、耐震がないと診断された住宅所有者に対しましてアンケートを実施いたしま

して、課題解決のための問題点の整理を行う予定であります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 昨年度から、この震災対策事業におきましては、設計業者、工業者に対して、奨励金を出すなどの工夫をされたと思っておりますけれども、その点における成果はどのようなであると検証されましたでしょうか。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 昨年度の実績に対しての伸びですけれども、伸びていないというのが実情でございます。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 成果報告書によりますと、この事業のPRにつきましては、ケーブルテレビとか、ローラー作戦ということで展開されたということなんです。このローラー作戦についてちょっと聞きたいんですけれども、このローラー作戦を行う際の基準であるとか、それからどのような方法でローラー作戦をされて、この事業の推進に力を入れたかについてお聞きします。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 このローラー作戦につきましては、まずローラー作戦の前段階といたしまして、この耐震改修を行うものは昭和56年の旧耐震、以前に建てられた旧耐震基準で建てられた家が対象となることから、まずその建物を特定いたしまして、特定したところへ集中的に訪問して、この耐震の無料診断をしていただくというのが趣旨でありますけれども、平成14年から順次進めておまして、大体おおむねと言いましょか、おおむね新城市内、あと5地区、6地区ぐらいだったと記憶しておりますけれども、を除きまして、おおむね一通り回らせていただいております。昨年度は山吉田地内等について回らせていただきまして、1件でも多くの方がこの無料の耐震診断を受けていただくようお願い

いして回っているところでございます。

ただ、大体800件ぐらい回ったうちに、大体100件ぐらいお願いできるというのが通常かなというふうに考えております。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 もう1つだけ聞くんですけども、耐震シェルターについてなんですけれども、これは2年間続けて、これ実績が上がっていないということなんですけれども、この耐震シェルターの設置の補助につきましては、新城市の場合は上限が30万円ということで補助をするわけなんですけれども、今この耐震シェルターの有効性と言うか、この有効性について評価をしてですね、定額で50万円の補助をするっていう自治体もあります。

この耐震化が進まない、全国的になんですけれども、なかなか進まないと言うか、理由につきまして、理由の1つについては、特に耐震工事が非常に高価なものである。特に費用負担が大きいということを高齢者だけの世帯の方なんか特に感じているというようなことも指摘されておまして、先ほどこのシェルターにつきましては申請がなかったの、なかったということなんですけれども、さらに言えば、平成27年度はこの補助の枠を減らしております。この耐震シェルターはですね、安価なものであれば、施工費とかも含めましても、ちょっと調べて、30万円程度でできるものもあります。30万円以下でできるものもあります。

そういうものをですね、なかなか耐震工事まではちょっと費用負担が大きいけれどもっていう考えの方もいらっしゃる、このシェルターの設置っていうのは大変効果があるし、進めやすい事業であると思うんですけれども、これ2年間続けてこの実績が上がらなかった要因については、どのように考えられているのでしょうか。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 具体的にシェルター

について検証のほうはいたしておりませんが、過去2年間におきまして2件の問い合わせがございました。

ただ、2件の問い合わせがあったわけですが、実施に至らなかったのは家庭的な事情がございまして、実施に至らなかったということが現状でございますけれども、市といたしましても、パンフレット等をつくったり、広報等に載せて、そういうものがあるということで周知はさせていただいているところでございますけれども、まだまだそれらのところが足りないということもありまして、先ほども御説明させていただきましたアンケートをさせていただくわけなんですけれども、約、今まで無料の耐震診断をされたのが1,700戸ぐらいあるわけなんですけれども、1,700戸の方にダイレクトメールを送らせていただきまして、その中にこのシェルターも入っているということで、そういうことでも周知をさせていただいて、少しでも普及に役立つようにさせていただきたいというふうに考えております。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 先ほどの山口委員の関連質疑をお願いしたいと思います。

この未登記物件の調査事業の内容がですね、市内全域で約1,657筆あって、毎年20筆程度が進めているのが現状だというお話、答弁がありました。これ何十年かかっても終わらない作業になってしまうということの中で、現状この毎年度20筆程度っていうことは、これ恐らく未登記物件に関することは多分、市内の公共嘱託っていうのか、家屋調査士が行っているのかな、直営じゃできないということですので、そこへの発注方法と、それからこの毎年20筆、本当に限界なのか。もっとも

っと市内の公共嘱託業者がおればスピードアップもできるのではないかなと思うんですけども、まず今年度20筆っていうのが今後もそのような予定で行くのかどうか。

また、発注方法もどのようにしているか、お願いいたします。

○鈴木達雄委員長 内藤土木課長。

○内藤幹生土木課長 測量については委託発注をしておりますが、登記については直営でやっております。

それと、今現在なかなか未登記の部分、相続問題もあって、こちらがお願いしようと思っても理解が得られないっていう場合もありますので、そこら辺は御理解ください。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 10款1項3目教育指導費、不登校対策事業、200ページですが、いじめ対策事業、不登校対策事業の具体的な内容と成果について伺います。

○鈴木達雄委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 いじめ対策事業といたしましては、平成26年度に7月と12月に2回、いじめ対策人権サポート委員会を開催し、市内小中学校の子供たちの実態把握に努めてまいりました。各委員が専門的な立場から情報交換も行うことで、今後の対応のあり方等を確認し、子供たちの安心・安全が担保できるように取り組んでまいりました。

また、各学校におきましては、学校のいじめ防止基本方針のもと、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を設置しております。市内16校です、その組織に教員以外の外部の方にも入っていただいております。このようなことをすることによって課題解消

に向けた対応がスムーズにできております。

不登校対策事業につきましては、不登校いじめ専門相談員が家庭や学校を訪問して相談活動を行い、子供の実態に即した支援をしたり、関係機関との情報交換をしたりするなど、不登校、いじめに関する本人、保護者、学校の悩みに対応し、その解決に向けた支援をしてまいりました。

平成26年度の相談回数につきましては、家庭訪問375回、相談者の来庁33回、関係機関との調整197回でした。定期的に相談していた子供の数は、小学生5人、中学生19人の24人で、好転してきた子供が出てきたことが成果だと思われま。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 これ決算の額から見ていくと、いじめ対策、それから不登校対策、7万円と、それと227万円ですか、このぐらいの額なんですけれども、実際この今、各種会合とか連絡等で使われたような形の説明がありましたんですが、いじめの件数とか不登校の件数そのもの自体は、これ増加してるって言うか、実態はどのようになっているんですか。

○鈴木達雄委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 昨年度のいじめの認知件数は、小学校で237件、そして中学校で7件、計244件ございました。前年度の平成25年と比べると、少し増加という形になっているかと思えます。

なお、そういった件数がありますが、その解消のためにいろいろやっております、解消率と言うか、解消した数につきましては、244件中242件が解消となっております。よろしく申し上げます。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 そうしますとですね、このそれぞれいじめ、それから不登校そのものについては、学校とか地域で特徴はあるのか。今までのこの成果等でそういうまとめ、分析

をされているのか。

それから、もう1点は、こういういじめとか不登校事件はどこでも起きるんですけれども、発生のメカニズムって言うか、どういう形で起きてるのかという、そこまで踏み込んだような形のこの連絡会と言うか、そういう対策の会議をやってるのか、どんなふうな内容なんでしょう。

○鈴木達雄委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 まず、1点目の学校、地域によって特徴があるのかというようなことでありますけれども、いじめというのが子供がいじめられたと言うか、そう感じた、本人の主観でいじめということになるものですから、多少そういったようなばらつきは地域によってあるかと思えます。

それで、2点目の分析ということにつきましては、いろいろな専門相談員がですね、事例等について研修する機会がありまして、話をしたりして、どのように、そういうケース、ケースでいろいろな事例があるわけなんですけれども、そういう事例をもとにした解決方法ってということについての研修を行っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 ありがとうございます。

最後にしますが、基本的にこのいじめ、それから不登校、不登校はそうでもないんですが、いじめについては学校側の見解、認識と一般市民の側の認識と言うか、親の認識というかが違ったりして、時々問題を起こすんですけれども、そういった保護者の側、親の側との認識と言うか、見解みたいなものはきちっとされているのか。その辺について伺います。

○鈴木達雄委員長 夏目学校教育課長。

○夏目真治学校教育課長 まず、学校としては事実の把握ということに努めるように努力しております。そこで親御さんとも後でお話

ししたりして、できるだけ双方確認して事実解明に努めながら対応をしていくということをどこの学校でもやっております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、10款5項2目文化振興費で、市民文化講座開設事業、ページ数は212ページです。

1、平成26年度の講師（講演）は、だれが決めたものなのか伺います。

（2）成果報告書、ページ数は144ページには、集客の目標数が2,300人に対し、実際の集客は751人と極めて少ない数字でございます。この事業は全体で約240万円の決算額でございますが、講師1人当たり講演料は幾らか伺います。

○鈴木達雄委員長 柿原文化課長。

○柿原紀宏文化課長 まず、1点目の講師はだれが決めたのかについてですが、市民文化講座につきましては、文化関係諸団体、青年、女性の代表者や学識経験者、教職関係者などで構成する新城市民文化講座運営委員会を設置しておりまして、この運営委員会で講座の企画立案などの運営を行っていただいております。講師の選定につきましても、この運営委員会の中で御意見をいただき、検討した上で決定をしております。

次に、2点目の講師1人当たりの講演料についてですが、平成26年度の市民文化講座は、「共に学び共に生きる」をテーマに、作家でタレントの室井佑月さん、教育学者の高橋史朗さん、数学者の藤原正彦さんを講師に3回開催しております。講演料につきましては、講師により異なりますが、全体で195万円となり、平均しますと、講師1人当たりの講演料は65万円となります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 先ほど答弁のほう、ありがとうございました。

1点だけ、目標の客数が2,300人を目標にしていたけれども、実施は751人だったということで、何かこの反省点だとか、何かこう内部で今後はこうしていこうとか、そういったことが話し合われたかどうか、あったらお聞かせください。

○鈴木達雄委員長 柿原文化課長。

○柿原紀宏文化課長 目標数値につきましては、総合計画の中の実施計画をもとにした数値でありまして、2,300人ということですが、目標数値を設定した段階につきましては、大ホール3回ということで数値を設定しましたが、平成26年度につきましては、大ホール1回、小ホール2回ということで、現在は見直しを行っております。

それから、集客数が少ないということで、この運営委員会の中でも集客数を優先するのか、または内容を重視するのかというような議論もされておまして、結果的に集客数が少ないということですので、今後につきましても開催時期ですとかPR方法等を検討して、1人でも多くの方が文化講座に足を運んでいただけるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑は終わりました。

3番目の質疑者、中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 歳出10款6項2目体育施設費、穂の香看護専門学校体育施設管理事業、222ページです。

利用状況はどのようであったのか伺います。

○鈴木達雄委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 穂の香看護専門学校の利用状況でございますけど、平成25年より市民体育館の取り壊しに伴う市民体育館機能の代替え施設として、穂の香看護専門学校の体育施設を広く市民に開放することで事務

を進めてまいりました。

現在、穂の香看護専門学校体育施設をお借りし、一般開放している施設は、グラウンドと体育館となっております。

平成26年度の利用実績は、主にグラウンドゴルフと野球での利用として、グラウンドの使用が21日間ありました。

しかし、体育館の利用はゼロでございました。

以上です。

○鈴木達雄委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 今、課長おっしゃったとおり、市民体育館がなくなったことで市民の皆様にも少しでも代替えしていただく施設であったと思います。

そのようなことで、もっとPRなどをしていただき、利用、利活用していただくべきであったと思いますが、ちょっと数が余りにも少ないかなと思いますので、その辺についていかがであったか、お伺いいたします。

○鈴木達雄委員長 佐宗スポーツ課長。

○佐宗勝美スポーツ課長 平成25年度における旧市民体育館の利用形態といたしまして、会議室利用がほとんどで、競技場の利用は床がコンクリートであることから、ほぼ固定化した団体で利用されてまいりました。利用しているスポーツ活動の利用団体といたしまして、バドミントン、バウンドテニス等ございました。文化活動の利用団体といたしまして2団体、剣舞、吹奏楽でございました。

文化活動団体は武道場また勤労青少年ホームを、スポーツ活動団体は小・中学校の体育館並びに青年の家の体育館を利用しております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 中西宏彰委員の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します。

この際、再開を午後1時ちょうどといたしまして、委員会を休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○鈴木達雄委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、総括の質疑に入ります。

最初の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、第136号議案 平成26年度新城市一般会計決算認定総括につきまして、財産に関する調書、ページ数は376ページです。

直近5年間の動きがない以下、基金の理由と今後の活用について伺います。

- 1、ふるさと農村活性化対策基金について。
- 2、ふるさと水と土保全基金について。
- 3、ゴルフ場開発地域振興基金について。
- 4、図書購入基金について。

お願いします。

○鈴木達雄委員長 鈴木農業課参事。

○鈴木 守農業課参事 御質疑いただきました基金のうち、1のふるさと農村活性化対策基金と2のふるさと水と土保全基金は、合併前の旧鳳来町、旧作手村において、それぞれ基金の設置及び管理に関する条例を制定し、造成した果実運用型の基金であり、その運用益により、土地改良施設や農地を中心としたさまざまな保全活動を支援しています。

本市基金の1、ふるさと農村活性化対策基金については、旧鳳来町が平成7年度に1,000万円を、2のふるさと水と土保全基金については、旧作手村が平成6年度に600万円を、地方交付税措置を原資として基金造成いたしました。

基金の運用益については、それぞれ四谷千枚田多目的施設管理運営事業及び土地改良施

設の維持管理費等に充当しています。

今後の活用については、それぞれの基金条例第4条の規定に基づき、これまで同様に、原資の運用益金を事業に活用してまいりますので、両基金の年度中の増減、年度末現在高に変動はないものと考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 河合作手地域振興課長。

○河合吉夫作手地域振興課長 ゴルフ場開発地域振興基金につきましては、合併前の旧作手村の区域において行われましたゴルフ場開発に関しまして、旧作手村と開発事業主であります有楽観光開発株式会社との間で締結をされた協定書並びに契約書に基づく土地の保全及びコミュニティ活動の推進等、地域の発展に寄与するために平成2年に寄附採納を受けて、ゴルフ場開発地域振興基金の設置及び管理に関する条例を定めて設置をされたものでございます。

基金の運用に関しましては、条例の規定により、この基金から生じる利息等の運用益につきましては、一般会計歳入歳出予算に計上しまして、主として協定等に基づく関係団体の環境整備ですとか、コミュニティ活動等の地域振興費用に充てることとなっております。

また、基金そのものにつきましては、ゴルフ場としての土地利用が中止された場合に限り、処分をすることができることになっておりまして、その用途は、関係地主を保護することを目的に行われる事業のみに充てることとなっている基金のため、基金元金につきましては設置当初から動いておりません。

なお、運用益につきましては、関係行政区等への集落行政費等交付金及びゴルフ場周辺の農業等排水水質調査業務等の予算に充当しております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 杉山生涯学習課参事。

○杉山典久生涯学習課参事 図書購入基金についてお答えします。

図書購入基金につきましては、その額を300万円とした定額運用基金であり、運用益は一般会計歳入歳出予算に計上し、図書購入費に充てて整理しております。

したがって、調書のとおり、現在高では増減のない基金となっております。

なお、今後の活用については、資金の300万円が旧作手村の方からの御寄附によって、市町村合併以前に積み立てられたものであることから、その篤志を尊重し、現在整備中であります山村交流施設内に設ける図書室の図書購入あるいは管理に必要な費用に充てる予定をしております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、平成26年度一般会計決算認定につきまして、総括ということで、平成26年度新城市決算審査意見書について以下、ページ62ページですけども、総評について以下お伺いしたいと思います。

1点目です。地域自治区の運営については、市の予算と地域自治区予算との関係における課題が見られるということです。その課題とはどんなものでしょうか。

また、制度の定着、発展に向けての取り組み姿勢についてお伺いしたいと思います。

2点目です。新東名高速道路の開通またインター設置により、人、物の流れが大きく変わることが見込まれるとの指摘がございます。こうした環境の変化をどのように産業・観光振興に生かしていくのかの取り組みについて、見解をお伺いしたいと思います。

3点目です。新庁舎建設については、当初計画から大きく見直しがされることになっているわけですけども、平成26年度においては、大きな見直しと言うよりも、いろんな動きの中での指摘だと思いますが、財源も含めて、どのように市民に周知していくかの考え

方についてお伺いしたいと思います。

4点目です。財政面については、合併後10年目以降の交付税の段階的減額を見据え、社会保障や投資的経費あるいはインフラの整備等の更新等の増大が見込まれますけれども、目指すべき中長期的な財政ビジョンに沿った計画的な財政運営との御指摘ですけども、どのように受けとめられ、取り組まれていくのかお伺いします。

5点目です。個別に幾つか指摘がありますので、それぞれ見解と考へ、対応をお伺いしたいと思います。

収入未済額についてですけども、税外収入金における多額な収入未済額の主なものは、どんなものを指摘されているのか。

また、発生原因と担当課としての回収対策はどのように取られているのか、お伺いしたいと思います。

2点目です。補助金等については、るる指摘されておりますけども、新城市補助金等検討委員会の答申で示された指針は生かされているのか。答申から8年を経過しておりますけども、継承されていないとすれば、その要因は。再度、全庁的に徹底し、見直す必要があるものは見直すべきではないかということで、見解と対応をお伺いしたいと思います。

3点目です。基金については今、小野田委員からも質問ありましたけども、設置目的の果たされてない基金というのが指摘されておりますけども、その対応と見解についてお伺いしたいと思います。

それから、4点目です。公共施設、建築物も含めてですけども、のあり方については、現在、公共施設等総合管理計画検討委員会で検討され、今後、地方創生総合戦略に反映されていくこととなると思いますけども、整理統合、規模縮小、廃止等、地域住民に直接かわる方向性を示すに当たり、市民参加のプロセス、市民合意をどのようにしていくかを含めて、見解と対応をお伺いしたいと思います。

す。

最後5点目です。内部統制については、もう毎年毎年、指摘されておるわけですが、年度ごとにそれぞれ取り組まれて、それぞれ到達点があると思いますけども、指摘に対する対応をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○鈴木達雄委員長 中西市民自治推進課参事。

○中西幸成市民自治推進課参事 それでは、

(1)につきまして、お答えさせていただきます。

市の予算と地域自治区予算との関係における課題につきましては、地域自治区予算も市の予算であります。地域課題解決のために使い道を市民が考え、市民の意見がストレートに市の施策に反映されやすくなる非常にすぐれた制度だと考えており、各地域協議会において、これからの地域づくりを見据えながら、真剣に協議が行われた結果となっております。

こうしたことから、地域協議会における地域自治区予算の建議に当たっては、地域課題を抽出するために、地域内アンケートや住民への聞き取り等、それぞれ工夫を凝らし、事業計画をまとめていただいておりますので、この制度により、地域における住民自治を推進する土台ができていると考えています。これを推進していくことが今後の課題と捉えています。

また、制度の定着、発展に向けての取り組みにつきましては、制度開始からことしで3年目ということもありますが、地域協議会としては、継続性の検討、分科会を設置し、より深めた協議方法の工夫、多くの市民意見を取り入れるため、女性や若者への協議会への参画、また市長との地域意見交換会では、地域協議会が司会を行う等、取り組んでいただきました。

また、一方では地域協議会だよりを回覧したりホームページにて制度の定着、発展に向

け取り組んでおります。

今後におきましても、制度の定着、発展に向け、引き続き地域協議会との協議も重ね、新たな取り組みとして、地域自治区制度の概要版を作成し、公共施設に置いたり、地域自治区予算や地域活動交付金の見える化の検討を行い、さらなる制度の定着、発展に向けての取り組みを行っていきたく思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 片桐商工・立地課長。

○片桐厚史商工・立地課長 2番についてお答えします。

平成27年度内には、新東名高速道路愛知県内区間が開通し、新城インターチェンジも開設されますので、本市への交通アクセスは格段に向上し、物流の拡大、交流人口増加が期待されております。

産業面では、産業振興策として、インター周辺の企業用地の開発を進めております。

企業誘致活動として、インター周辺企業用地計画の紹介並びに東名高速道路と新東名高速道路の双方の利用による新城南部企業団地へのアクセス向上を市の主催の企業誘致説明会や企業展への出店及び新聞への広告掲載等により、市外の企業に向けて誘致活動を推進してまいります。

また、現在市内で操業している企業に対しては、交通利便性の向上を経営に生かしていただくために、工場等の新增設に対する補助制度、融資制度を紹介し、市内企業を支援してまいります。

観光面では、新東名高速道路の開通により、本地域への観光客等の集客範囲も拡大することから、交通アクセスの向上を絶好の機会と捉えて、「観光のまち新城」の積極的なPRを行い、関東、関西圏などの大都市を含む遠方からの誘客、観光客の増加に取り組むことにより観光振興に生かしてまいります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 柴田契約検査課参事。

○柴田和幸契約検査課参事 (3)につきまして答えさせていただきます。

住民投票の結果を受けての見直し方針に基づく見直し後の基本設計及び財源計画について、現段階で考えている周知方法を実施するため、今議会の補正予算に必要な経費を上程しております。

その内容は、先日の予算・決算委員会の答弁と重なりますが、見直し後の基本設計、概算事業費と財源計画、住民投票から見直し後の基本設計策定までの経過等からなる基本設計の概要を住民投票の全有権者に郵送すること及び新城文化会館大ホールで市民説明会を開催することでございます。

こうした方法により、市民に周知を図りたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 それでは、(4)の財政面についての御質問にお答えいたします。

近年、地方創生の取り組みに代表されますように、地方の再生に向けて国からさまざまな財政支援策が打ち出されておりますが、その支援策の内容は、交付税措置の拡充であったり、新たな補助制度等の創設であったりと、毎年、形を変えて行われております。

本来、堅実で安定した財政運営をしていくためには、将来実施する主要な事務事業を想定しながら中期的な財政ビジョンを立て、それに基づいた計画的な取り組みが必要なわけですが、毎年のように国の制度改正や財政支援策の変更がありますと、自主財源の乏しい本市では、非常に大きな影響を受けることになるため、中期的な財政見通しがなかなか立てにくい状況にあります。

このため、まずは当面の財政運営としましては、総合計画の後期基本計画に位置づけられました事業が着実に実行していけるようにするとともに、数年後には第2次総合計画の策定も控えておりますことから、将来のまち

づくりに必要な各種の事務事業が計画的に実行していけるよう、その裏づけとなります中期的な財政ビジョンについても、可能な限り正確に見積もって、市民の皆様将来不安を感じさせないよう健全な財政運営に努めてまいりたいと思います。

なお、これからの時代は国と地方の関係も含めまして、非常に先を見通すことが難しくなっておりますので、作成した財政ビジョンにつきましても、現実の社会経済情勢とそごが生じないように、常に見直しをかけていくと。そういう必要があると認識しているところでございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 榊原観光課長。

○榊原法之観光課長 (5) ①についてお答えさせていただきます。

税外収入金における多額な収入未済額の1つに、湯谷温泉源使用料があります。

湯谷温泉源使用料は、湯谷温泉の保護及び利用並びに温泉供給の適正を保持するため、温泉使用者から毎月の温泉使用量に応じ、徴収するものでございます。

温泉源使用料につきましては、現年度分では、平成25年度623万7,800円に対し、平成26年度650万7,080円で、前年度と比較しまして4.3%、26万9,280円の未収増となっております。過年度分につきましても、平成25年度583万6,400円に対しまして、平成26年度では1,095万5,800円で、前年度と比較しまして87.7%、511万9,400円の大幅な増であり、現年度分と過年度分を合計いたしました収入未済額総額につきましては、1,746万2,880円となりました。

収入未済額が前年より大きく伸びてしまった原因といたしましては、平成17年の愛知万博開催以降、景気の低迷や団体旅行の衰退などの影響で、かつてのレジャーブーム期に隆盛を極めた全国各地の温泉街も一部を除いて観光客離れが進み、湯谷温泉への入り込みに

つきましても同様に、その傾向が続いております。

このような傾向から、湯谷温泉旅館においても、またそれにつきましては「ゆ〜ゆ〜ありいな」を含めまして、入湯客数、宿泊、日帰り入浴を含めまして、平成25年度10万7,120人に対しまして、平成26年度につきましては9万7,679人で、前年度と比較してマイナス8.8%、9,441人と大幅な減少となり、客足の低迷と1人当たりの宿泊単価の低下による営業収益の悪化が温泉源使用料の未納につながっているものと考えております。

未収金の回収対策につきましては、特に過年度分の温泉源使用料について、電話納付催告及び臨時個別徴収を実施したほか、納付計画による分納納付によって、調定額1,207万4,200円に対し、111万8,400円を収納し、9.3%の収納率となっております。前年度の収納額とほぼ同じ水準の収納率となっておりますけど、過年度分の収入未済額総額が増加していることで収納率が低下しております。

今後、一層、納付相談や臨時個別徴収の強化をするなどして、徴収の取り組みを強化してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 都市計画課からは、市営住宅使用料について御説明をさせていただきます。

収入未済額につきましては、646万6,800円であります。内訳につきましては、平成26年度分が389万300円であります。過年度分につきましては257万6,500円あります。

発生原因ではありますが、臨戸訪問時の聞き取り調査や納付誓約書に記載されました滞納理由書を見ましても、それぞれの家庭環境や家計状況に違いがあり、一概にこれと言う原因を特定することは難しいと思っておりますが、高齢者世帯やひとり親世帯に滞納者が多い傾向

が見られます。

次に、担当課としての納付指導であります。市営住宅家賃の督促等事務処理要領に基づきまして行っております。

詳細を説明いたしますと、毎月の納付期限に納付されない入居者に対し、まず督促状を送付いたします。それでも3カ月以上納付がなされない場合は、臨戸訪問や呼び出し面談によりまして、納付指導を行うこととしております。

この納付指導におきまして、一括納付が困難な場合は、納付誓約書の提出を求め、分割納付による確実な納付を促しております。

納付指導にもかかわらず、分割納付が滞る場合につきましては、連帯保証人に対し、文書で納付履行の協力を求めて協力をしており、現在2名の方に協力依頼をしております。

しかし、1名の連帯保証人の支払いをしていただいているのが現状でございます。

なお、最終的には使用料の支払い及び契約の解除、明け渡し等について、法的な手続を進めることとなります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 尾澤こども未来課長。

○尾澤潤三こども未来課長 こども未来課の収入未済額の主なものは、保育所保育料の325万8,600円と児童クラブ保護者負担金の156万2,900円であります。

収入未済額の発生原因であります。保育料等を滞納している保護者の状況はさまざまでございます。その1つとして、家庭の収支が消費税のアップ、物価上昇により悪化していることが考えられます。

回収対策といたしましては、通常の督促状などの発送だけではなく、それぞれの家庭の事情を考慮できる児童手当てからの天引きを中心とした、より確実で計画的な徴収を進めております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 それでは、5の個別審査留意点の②の補助金等につきまして、お答えいたします。

補助金等の名称、交付の目的、補助対象事業、補助額等について、それぞれの補助金等を所管する課等において定めている個別要綱と、こういった個別要綱を定めずに2条建ての総括的な新城市補助金等交付要綱の別表を補助金等の交付のよりどころにしている課があることから、一部不明確なものがあるという御指摘であったと認識をしております。

今後、この御指摘につきましては、今年度中に現在の総括的な要綱を廃止しまして、それぞれの補助金等の所管課におきまして、個別の要綱を制定するよう、全庁的に徹底を図ってまいります。

また、補助の必要性、妥当性、有効性、公平性につきましては、新城市補助金等検討委員会の答申で示されました指針に沿って、常に検証しながら進めているところでございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 それでは、③番の基金についての御質問と④番の公共施設のあり方についての御質問、あわせてお答えをさせていただきます。

まず、3番の基金についてでございますが、現在、一般会計には財政調整基金をはじめとしまして、20の基金が設置されております。

それぞれの基金の設置目的につきましては、個別の条例で規定されておまして、運用につきましてもそれぞれ基金を所管している部署がその設置目的に照らしながら、積み立てや取り崩しなどを行っているところでございます。

決算審査意見書で指摘のありました、長年、運用益の積み立て以外に増減がない基金につきましては、合併当初にもそれらの基金を整理したほうがいいのかということ

試みたこともありますが、それらの基金の中には愛知県からの要請でつくられたもの、あるいは特定の方からの御寄附に基づいてつくられたものというものがあまして、いわゆる基金を設置したときの事情から、廃止や取り崩しができないということで断念した経緯がございます。

しかしながら、現在の運用のあり方が基金の設置目的に照らし合わせて適切かどうかを再度検証する必要があると思っておりますので、検証した結果、当初の設置目的が果たされていないと思われる基金につきましては、廃止等を含めた対応を今後検討していきたいと思っております。

続きまして、④の公共施設のあり方の関係でございますが、公共施設等総合管理計画につきましては、本年8月に公共施設等総合管理計画策定委員会を設置しまして、学識経験、各種団体からの推薦、公募の市民委員の方、計7名の方に委員を委嘱しておまして、平成28年度の策定に向けて、現在検討を進めているところでございます。

この計画では、市が所有するすべての公共建築物及びインフラ資産につきまして、昨年度作成しました新城市公共施設白書で明らかになりました施設の老朽化の状況、利用状況、維持更新等にかかる中長期的な経費を踏まえまして、長期的な視点に立った公共施設の適正化に向けた基本的な方針を定めることとしております。

市民の皆様には、この白書で明らかになりました公共施設の現状と将来の維持・更新費用の見込みなど、本市の抱える課題を広く知っていただくため、ホームページに掲載するとともに、広報ほのかにも現在連載しているところでございます。

また、計画の策定に当たりましては、公共施設に対する市民の方の意向を把握するため、2,000人に対するアンケートの実施を予定しておりますほか、市域が非常に広域にわたり

まして、中心市街地と過疎地域のように、地域ごとに大きく異なる人口構成や市民ニーズが存在するという本市の特性を計画に適切に反映させていくために、今後は各地域協議会に出向いての説明会や意見聴取を予定しているところでございます。

いずれにしても、本市の地域特性、市民ニーズを十分把握した上で、公共施設全体の適正な管理のあり方をこの計画の中で示していきたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 それでは、⑤内部統制についてお答えいたします。

本市の内部統制につきましては、これまでも決算審査意見書での指摘を十分踏まえ、その構築に向け、努力を重ねているところでございます。

意見書にもありますように、内部統制の基本は、まず各所管部署で行われますOJTだと考えております。そのためには管理職、監督職が所管部署の業務を十分理解した上で、施策の方向性、部署が抱えるリスクへの備え、関連する法令の遵守などについて、的確な指示を行うことが肝要だと考えております。

そこで、指摘を踏まえ、平成25年度には課長級、副課長級を対象としたコンプライアンス研修、平成26年度には部長級、課長級、副課長級を対象としたリスクマネジメント研修、今年度には係長・主査級を対象としたリスクマネジメント研修をそれぞれ実施し、各職階職員の意識レベルの維持と向上に努めてまいりました。

いずれにしても、内部統制が十分機能する組織運営体制の構築には、決してゴールがあるものではなく、全職員がその意識を高く持ち、取り組みを日々続けることが必要でありますので、今後もその努力を積み重ね、市民から信頼される市役所になれるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それぞれたくさん通告しましたけど、簡単に再質疑させていただきます。

まず、(1)の地域自治区の運営についてですけれども、課題については、地域課題の抽出ですとか、捉え方等、その取り組みで協議会に女性ですとか若者っていうようなことをお伺いしましたが、あわせて考えますと、協議会のメンバーのあり方ですとか課題の抽出あるいは捉え方がやっぱり地域によって、人によって生きざま、考え方によって違うと思うんですけれども、その辺を市全部で統一しろとは言いませんので、それぞれの地域、やっぱり過疎化している地域もあれば、中心部のように人口の多いところもあるものですから、その辺を踏まえた、地域ごとの違いを踏まえた運営の仕方、それに向けての制度の定着っていうふうには、どのようにお考えなのか。その辺だけ確認させてください。

○鈴木達雄委員長 中西市民自治推進課参事。

○中西幸成市民自治推進課参事 各地域に沿った課題というのは、さまざまございまして、課題抽出につきましては、協議会のほうから、また組長さんにおろして、組長さんから組に住んでおる方の意見も拾ったり、協議会だよりで事業計画の意見募集というものを行って、地域住民の皆様からどんな事業が希望されておるのかといった、そうした課題抽出が最大の目的と考えておりました、そうしたことに今、最も自治区予算の計画をつくるときには取り組んでおります。これからの地域協議会の発展のために、今後とも協議会の皆様と個々また相談させていただきながら、今後とも地域協議会のために、自治区のために取り組んでいきたいと、こんなことを考えております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 各地域協議会、ほとんど区長さん、現職の区長さんと区長経験者さん、それとある程度、地域の代表みたいな方が入

られてるパターンが多いと思うんですけども、その辺の構成をもう少し工夫するなり、あるいは区長さんがそれぞれの行政区の課題等を持ってきていただいているとは思いますが、そういったお役という表現は失礼かと思いますが、そういった人たちだけでなく、もっと地域を真剣に考える人たちの積極的な参加を促したり、そういう人たちを協議会メンバーに入れてやっていくような、そんな取り組みを考えていくべきだと思いますけども、そういう方向性のほうはどうでしょうか。

○鈴木達雄委員長 中西市民自治推進課参事。

○中西幸成市民自治推進課参事 そうしたいろんな意見を取り込むということで、各地域協議会とも検討を重ね、こども園のPTAの役員さん、小学校のPTAの役員さん、中学校のPTAの役員さんとか、それからまた老人クラブの方とか、いろんな世代の方の意見を多く取り込もうということで、協議会が継続性も含めながら、より多くの意見を拾える形のメンバー構成というものを考えております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 ちょっと私が言ったのとニュアンス違うんですけど、要するに肩書を持った人じゃなくて、肩書のない地域に思いのある人を、要するに公募ですとか、そういった形でやる気のある人を採用していくという、団体の長とか団体の方、代表とか、そういう捉え方ではない方法も1つかなと思って提案させていただきましたので、今後検討していただければと思います。

次に行きます。新東名の開通はいよいよ本年度になるわけですけども、企業用地も開発、計画進んでおるとは思いますけど、今の用地が規模が少し小さいような気がしますし、もう少しせっかくのこの新東名とインターチェンジという、この起爆剤をもう少し活用するためには、さらなる展開あるいは今ほかの道路、豊川を橋渡って有海地区にも道路が計画され

てるようですので、あちらの方面での遊休地とか、そういった未活用地もあるようですので、そういうところも含めた、もっと規模を広くとらえるような、この指摘にあるような形を反映させる取り組みを今後検討すべきだと思いますけど、それについて検討されたことはあるのか、今後の課題なのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○鈴木達雄委員長 (2) 番の再質疑だと思いますけど。

古田産業・立地部長。

○古田孝志産業・立地部長 現在インター周辺での新たな企業用地の開発に進んでおりまして、現在までのところ、多少規模が小さいということで、少し縮小はしておりますけども、それ以外の地域での新たな企業用地の開発というのは、これまで検討したことはございません。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 今後の課題ということで、またお願いします。

それでは、少し飛ばしまして、(5)の個別の留意点に入っていきたいと思います。税外収入金ということですので、税とは違って使用料、要するに受益して使用料を払われない、払えないっていう形で、ちょっと総括的にお聞きしますが、税の場合は督促したり、財産調査したり差し押さえてというような話が以前、午前の質疑の中でありましたけども、こういった使用料はそれぞれの担当課で段階ごとに督促したり訪問したりという形で収納率を上げるように努力されてることはわかりますけども、例えば使用料が不納欠損になった分、ペナルティーがあるのか。要するに我々一般人、水道料金払わんと水道とめられたり、あるいは電気料金や電話代払わなければとめられちゃうことがあるんですけども、温泉と言いながら、温泉が使えなくなれば本当に存続にかかわる問題ですけども、その辺の意識はどこまでしておられるのか。あ

るいは市営住宅なんかですと、当然先ほどの流れの中で、督促していくんでしょうけども、入居に当たっては当然、保証人が見えるかと思えますし、すべての人に保証人を、連帯保証人がいるのか。そういう人たちに行く前の段階でもう払ってもらってるのか。最終的に2名のところまで保証人に行ったけど、1名しか対応していただけない。最終的に明け渡しってというようなことですが、それぞれ生活状況、生活保護とかいろんな状況があるかと思えますけど、その辺。

あと、保育園の子供保育料につきましても、児童手当からの天引きという形が適切かどうかという問題、それから児童クラブについてはまたちょっと違うスタンスかと思えますけども、預けておいても払わないっていう、保護者の意識の問題もあるのかもしれませんが、そういうことに対して、個別の担当課ごとに対応しておると、担当課ごとに対応の仕方がまちまちになる恐れもあるし、課題は、全市、庁内に対応すべきことができないのかと、常日ごろ業務しながらのこういう対応ですと、またそれぞれの負担もかかりますので、専門の部署を設けるとか、何か違う形を考えないと、ずるずると行って不納欠損、じゃあしゃあないねっていうことにならないような対応をしていく必要があると思えますけども、総括的に見解をお伺いします。

○鈴木達雄委員長 竹下総務部長。

○竹下喜英総務部長 使用料等、それぞれ現在は徴収しております、それぞれ徴収するときの課題等もあるのは委員御指摘のとおりでございます。

ただ、以前、名寄せ催告書ということで、旧新城市のときはいろんな税ですとか使用料と一緒に総括的に把握したっていう時期もございますので、今後、委員御指摘のような、そうした専門徴収部署のようなものも検討することが必要かなというふうに考えておりますので、お願いします。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 市民間に不平等感がないような形での対応をお願いしたいと思います。

それから、補助金等については、今整理中ってことですので、その辺をしっかりとっていただきたいと思いますけども、一部指摘の中にですね、補助率が2分の1を超えるような補助金っていうような表現があって、そういったほとんど補助金頼りのようなものの事業あるいは団体っていうのかな、そういうようなものについては、やっぱりもう少し市民に対する説明責任もそうでしょうし、事業者に対しての意識づけ等も必要になってくると思いますが、そういった部分での対応というのは、御指摘に対して取られていくのか。いかがでしょうか。

○鈴木達雄委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 まさに補助金等の見直しにつきましては、行革の1つかと考えております。今回の補正にもお願いしておりますが、そういった行革をより強力に進めていくべく、見える化を図るために今回ですね、補正をお願いしておりますところではありますが、今年度中に、行革の取り組みの見える化を図るべく、そういった場を、発表の場を設けていきたいと考えております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 次、行きます。基金ですけども、指摘の中に設置目的の果たされていない基金っていう表現があるんですけども、先ほど小野田委員の中では動きのない基金、それは当然、利息を活用していくってことで、基金自体に動きはないけども、それぞれ目的は果たしておるようですけども、目的さえ果たされていない基金っていうのはどこを指されているのか。それを今後、先ほどの答弁ですと、廃止、検討っていうような表現ですけども、設置したときの条例の趣旨に鑑みて、それと原資の性格も鑑みて、廃止、検討が簡単にできるものなのか、その辺について再度

お願いします。

○鈴木達雄委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 決算審査意見書での御指摘ですので、私どもとしてはですね、設置目的が果たされていない基金が具体的にどの基金かっていうのは、申しわけございません、承知しておりませんが、ただ、それぞれの基金条例を確認をした中で、実際と違いが生じておるものについては、やはり基金条例に従った適切な運用をしていくべきだと思っておりますので、その辺の見直しを図っていきいたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 監査委員さんの指摘された設置目的の果たされていない基金っていうのは、ざくっと捉えて全般の表現なのか、個別の基金を指摘したことなのか、ちょっとよくわかりませんが、指摘された側はその辺を把握してないっていうことだけ、今後廃止に向けて検討もするっていうような答弁をしちゃうんですけども、その辺のちゃんと連携って言うか、取れておった上でのこういう指摘だったのか。その辺どう受けとめていいのかわかりませんが、具体的な基金のどこ挙げれば挙げていただいて、今後それについての対応をまた回答していただければと思いますけども、いかがでしょうか。

○鈴木達雄委員長 回答はどなたがいたしますか。

浅賀監査委員事務局長。

○浅賀邦久監査委員事務局長 基金の具体的な部分でございますが、預金、利息だけの積み立てで、それ以外に動きのない、ここしばらくですね、動きのない基金っていうことで御指摘をさせていただきました。その中には「ゆ〜ゆ〜ありいな」の維持管理基金ですとか、湯谷温泉の維持管理基金、これは5年ほど基金残高が0のような状況になっております。

それから、図書購入基金、これは先ほど担

当部署のほうから答弁がありましたように、運用金については利用がされております。

それから、一般廃棄物処理施設整備基金、こういった長寿命化、こういったものを計画されてはおりますが、具体的に目標に向かった基金の積み立て等が進んでおらない、そういったことでの御指摘をさせていただいております。

それ以外に、合併前からのものですが、長篠城址史跡保存館施設整備基金等であります。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 今、個別に指摘していただきました。積み立てもしてないし、利息も活用されてないけど存続してるっていうことだと思いますけども、今それぞれについてあえて聞きませんが、そういう部分の見解だそうですね、必要なものは残す。目的があるだったら基金を積むというように張りのある対応をしていくべきだと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、公共施設についてですけども、今後、市民に対してはホームページやほのかなどでお知らせするとともに、アンケートや地域協議会にも意見を伺うっていうことですので、その辺は市民に直接やっぴりかかわる施設も多いと思いますので、ぜひ合意形成に当たっては、市民参加のプロセスを確保、担保していただきたいと思いますが、1つ今、学校やなんか整理、統廃合が進んでおるわけですし、それから早急に規模縮小や廃止しなければならない施設っていうような指摘も、具体的な施設名はありませんけど、そういう指摘もあります。

それから、既に廃止されたもので長年放置されているものも用途変更や処分、撤去等の指摘もあります。その辺、今後、公共施設の中では明らかにしていくでしょうけども、当然、財源的な問題、撤去債とかというのが今あるらしいですけども、それが有利なものなのかどうかわかりませんが、そういうも

のの活用ですとか、あるいは今回つげのヴィレッジのような、ああいった使い方も含めて、やっぱりもう少し行政だけで考えるんじゃなくて、いろんな方のアイデアあるいはもう広く世間に公募するというような活用の仕方の検討も必要になってくると思うんですけども、その辺も含めて、個別の施設について公共施設の管理計画中って言うよりも、もう少し個別に対応できるような検討をすべきだと思いますけども、そういった対応についての検討はされてるでしょうか。

○鈴木達雄委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 本年度と来年度で計画策定を予定しております公共施設等総合管理計画につきましては、長期的な視点から計画策定をするものでありまして、個別のこの施設は廃止するだとか、そういったことまで個々具体的に踏み込む計画ではございませんので、全体的な総量削減とか目標設定までするぐらいの総体的な計画を考えておりますので、個別のことにつきましては、また財政見通しとの関連もありますので、財政見通しのもとで具体的な施設の長寿命化あるいは廃止等の計画づくりをしていきたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 最後です。内部統制ですけど、これも毎年指摘されるわけです。内部統制につきましては、やっぱり組織全体のマネジメントの中でやるべきことと、あるいは個人個人の資質にかかわってくる部分もあるわけですし、それぞれの担当部署のリーダーの考え方、行動マネジメントの仕方によっても出てくるわけですけども、一概に組織、市役所としての組織の中での内部統制の求め方と担当部署によってはそういった個人の資質に左右される部分があると思いますけども、組織の、個人の資質の内部統制のって言うか、個人の資質を向上させるっていう言い方はちょっとおこがましいかもしれませんが、

やっぱり意識改革がないとなかなか幾ら笛吹けど踊らずっていうような気がしますので、意識改革の分野でのそういった取り組みですとか、その辺については何か対応されているのでしょうか。単なる庁内研修ですとか外部研修で研修を受けて変わってくれる人はいいんですけど、なかなか研修だけでは意識までは行かないと思いますので、何かきっかけ、あるいはそういったちょっとはっとひらめくようなことがないと、長年しみついてしまうという表現は不適切かもしれませんが、意識改革に結びつかない気がしますので、その辺の対応についてはいかがでしょうか。

○鈴木達雄委員長 鈴木人事課長。

○鈴木隆司人事課長 ただいま委員御指摘の気づきの部分でございますが、やはり先ほどお答えしましたように、職場内でのOJTとか、それから庁内で実施しております研修あるいは研修機関へ出向いての研修と、やっぱりそこで受けた時間あるいは指導されたものが気づきのきっかけになるかというふうに思っておりますので、すぐに成果があらわれるもの、あるいは時間をかけて成果があらわれるもの、個々のさっき御指摘の資質の問題かと思えますけれども、やはりそこで歩みをとめることなく、そういうきっかけづくりをしていくことが内部統制の構築につながっていくというふうに人事課のほうでは考えておりますので、引き続き研修等の機会を設けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員の質疑は終わりました。

3番目の質疑者、下江洋行委員。

○下江洋行委員 平成26年度新城市決算審査意見書の60ページから61ページにあります財政分析の各指標の年度ごとの推移等から、平成26年度における財政状況をどのように分析されたか伺います。

○鈴木達雄委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 決算審査意見書におきましては、財政力指数、経常収支比率、経常一般財源比率及び公債費比率の4つの指標から財政分析がなされております。

このうち財政力指数は、地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指標でございまして、指数が1以上であれば標準的な行政活動に必要な財源を自力で調達できたということになります。本市の場合は、平成26年度の指数が0.61で、平成25年度より0.01ポイント上昇していますものの、まだ必要な財源を自力で調達できるレベルには達していないということでございます。

次に、経常収支比率ですが、これは財政構造の弾力性を判断する指標でございまして、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費などのように、毎年度経常的に支出される経費に充当された割合でございまして、この比率が低いほうが財源を投資的経費等に投入することが可能となり、より柔軟な財政運営ができるということになります。

本市の場合は、平成26年度の数値が89.8%で、平成25年度より0.5ポイント上昇しております。若干、数値的には硬直化が進行した形になっておりますので、今後注意をしていきたいと思っております。

次に、経常一般財源比率でございしますが、こちらは毎年度経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されずに自由に使える収入の額、これと標準的な状態で通常収入される見込みの一般財源の額、これはいわゆる標準財政規模というふうに呼ばれているものですが、これとの比率でございまして、この比率が高いほど歳入構造にゆとりがあるということを示した指標でございまして、本市の場合は、平成26年度の数値が95.5%、平成25年度より0.5ポイント上昇しております。数値的にはわずかですが、平成25年度よりも歳入構造の面でゆとりが若干ふえたという状態に

なっております。

次に、公債費比率でございしますが、こちらも財政の弾力性を判断する指標の1つでございしますが、市債の返済に必要な一般財源の額と標準的な状態で通常収入される見込みの一般財源の額、いわゆる標準財政規模ですが、これとの比率でございまして、この比率が10%を超えない範囲で低いほど望ましいというふうに一般的にはいわれております。本市の場合は、平成26年度の数値が6.5%で、平成25年度より1.3ポイント低くなっております。市債の返済に係る一般財源の負担が年々軽減をされてきておるということでござい

ます。以上、申し上げましたように、平成26年度決算から見ました本市の財政状況は、引き続き財政基盤が弱いことから、決して油断はできませんが、公債費比率が年々下がっております。あと、おおむね健全度が増している状況であると分析しております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員。

○下江洋行委員 合併以降ですね、この状況、この指標の推移を見てまして、特に経常収支比率については90%を切ることを目標に財政の健全化に努めてきて、平成20年度までは90%を超えておりましたけれども、それ以降は80%台、80%の後半ということでありまして、公債費比率については平成18年には実は14%という比率だったんですが、現状は6.5%と、かなり改善している。

このような新都市の財政基盤においてですね、この健全化の限界に近いところまで、こういう数値上はもう頑張ってきてきたのかなというふうに思います。

今後ですね、先ほど滝川委員の質疑でありました合併市町村の本算定までの交付税の削減についてなんですけれども、本算定までの、交付税の段階的な減額を考慮しても、平成26年度における、財政状況で不安要素はない

のかっていうことを率直に思います。

例えば、経常収支比率について言えば、交付税がですね、仮に5年間で2億円ずつ削減されていくとしますと、10億円、交付税が削減されるということになればですね、この経常収支比率の、先ほど丁寧な御解説、解説つきの説明をいただきましたけれども、経常経費をこの経常一般財源で割って、それでこの数値が出ますので、交付税が例えば10億円減ると、分母の経常一般財源が10億円分減るといことで、当然この今90%を切っている数値がぼんと単純にこしの、平成26年度の決算のここに数値を当てはめると96%を超えてしまうぐらいの数値になってしまうんですよ。

そんなことを考えると、こうした大変、面積が広大で少子高齢化も進んでいる、こうした合併市町村の実情って言うんですか、事情を踏まえてですね、交付税の減額が自治体のこの財政に急激な打撃を与えないように、国がですね、他の救済措置を考慮してくれているとすれば、そのような不安も解消されるように思うんですけれども、その点の懸念について、この平成26年度のこの財政状況に鑑みて、どのような見解でおられるか、お答え願います。

○鈴木達雄委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 下江委員がおっしゃるとおりですね、財政基盤の弱い本市にとっては、地方交付税が合併算定替えによりまして、来年度から低減措置を迎えて、平成33年度からは一本算定となることによりまして、本当に地方交付税が大幅に減少をすることが今現在では予想されておりますので、健全な財政運営をいかにしていくかということが本市の大きな課題だというふうには認識しております。

もちろんこれまでもですね、地方交付税が大幅に減少するだろうということは、合併の当初から想定していたことですので、これま

でもそうした事態にある程度は対応できるように財政運営に努めてきたところですが、交付税という本市にとっては非常に重要な財源が大きく減るといことは、決して影響としては少なくないものですから、今後、情報収集に努めていかななくてはいけないなと思っております。

まだこれは確かな情報まで、細かな数字的なものまではつかんでおりませんが、国のほうでもですね、やはり平成の大合併によりまして、市町村の面積が拡大するっていうことはもちろんなんですが、市町村の姿そのものが合併によって大きく変化をしてきた。

それから、旧の市町村の役場というのが合併前にどこでもあったわけですが、旧市町村の役場が合併後においてもそれぞれの支所として重要な役割を果たしているというようなことが現実としてわかってまいりましたので、国のほうでは当初そのあたりの経費については、地方交付税の算定上は想定していなかった財政需要だっていうことなんですけど、そういった想定してなかった財政需要が発生しているということに国のほうも気づき始めてるということで、金額的にまだ定かではございませんが、そういった財政需要を地方交付税の算定の中にも反映していこうと、そういう動きがあるようですので、今後もその動きを注視していきたいと思っております。

ただ、仮にそういった動きがあるとしても、もともと自主財源が豊かではございませんので、決してその情報で楽観することなく、今後とも国や県、いろんな関係機関から情報を収集して、堅実な財政運営を図ってまいりたいと思っております。

○鈴木達雄委員長 下江洋行委員の質疑が終わりました。

4番目の質疑者、菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 それでは、第136号議案平成26年度新城市一般会計決算認定総括で、平成26年度新城市決算審査意見書、26ページ

ですが、不用額の状況というところに、不用額の推移表の経年変化を見ると、平成26年度は大きく増額しているが、その理由は。

また、不用額がふえたことにより、所期の事業目的に対して、事業はちゃんと実施できたのかをお聞きします。

○鈴木達雄委員長 熊谷会計課長

○熊谷昌紀会計課長 不用額が増加した理由でございますが、予算現額の中に継続費や繰越明許費として、平成25年度から繰り越された事業が8億4,537万9550円が含まれております。これらの事業は繰り越された額より少ない額で完了しております。繰り越した額は、会計年度独立の原則に対する例外として、翌年度に使用できる限度額であって、減額補正できないものとされております。

よって、これらの事業の不用額が積み重なったことが理由として挙げられます。

次に、款別に不用額の特にかかったものを申し上げますと、3款の民生費では、臨時福祉給付金の不用額、障害者福祉、児童福祉関係の扶助費、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業の特別会計への繰出金、8款の土木費では、芳ヶ入住宅建て替え工事、道路等の整備に係る工事請負費、4款の衛生費では、各種予防接種事業や検診事業の委託料、2款の総務費では、愛知県知事選挙及び衆議院議員総選挙に係る執行経費などがございます。

なお、これらの不用額につきましては、主に対象人数や経費の見込みにくい事業の不用額が主なものであります。事業のできなかったものについてはございません。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 この不用額というのは、私、単純にこれは次年度の会計に繰り越すお金になるのかなと思って最初見ていまして、ちょっといろいろ見ていったら、これはそうじゃないということがわかりまして、いろいろ

財政課にもお聞きしに行ったり、監査委員事務局にも行っていろいろ聞いてみたんですが、かなりのことはもう理解できてはきたんですが、次年度に繰り越すお金というのは、実質収支に関する調書というのが附属書に、決算附属書についていますが、それを見ますと、ここには歳入総額と歳出総額、これ実際の動いたお金だと思うんですが、それに対して差し引きして13億7,700万7,932円ですか、それが不用額、歳出差し引きの残額ですかね、なっていて、それから維持費年次繰越額ですか、それが1,317万5,874円。それから繰越明許費が1億1,234万円ですか、が控除されて、実質は12億5,221万2,058円で、これが繰越金になるということで間違いはないですよ。

○鈴木達雄委員長 熊谷会計課長。

○熊谷昌紀会計課長 はい、間違いございません。

○鈴木達雄委員長 菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 この繰り越し、この意見書のほうの26ページの翌年度繰り越し一覧という表がありますよね。これで見ますと、その計が8億9,787万5,874円というふうになって、これは翌年度繰り越し一覧と書いてありますので、これとならこの実質収支に関する調書のところの繰越明許費のこの1億1,200万円、これとはかなり開きがありますので、そこら辺はどのような計算式とか、どのような絡みでこういうふうになっているのか、ちょっとこの繰り越し、翌年度繰り越し一覧の8億9,787万5,874円について、これはどのように、これは繰越明許で次の年に引き継がれていく分だと思っておりますが、そこら辺はこう繰越金には関係してないのか、していないと思っておりますが、そこら辺の理由をお聞きします。

○鈴木達雄委員長 熊谷会計課長。

○熊谷昌紀会計課長 26ページのほうは、事業費全体を含んで、特定財源まで含んでおる

額であります。

附属資料のほうの229ページの実質収支額につきましては、一般財源の額でございます。

○鈴木達雄委員長 菊地勝昭委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

菊地勝昭委員。

○菊地勝昭委員 先ほどの小野田委員と滝川委員が基金についての質疑されました。基金についての関連質疑ということで、一言聞きたいと思います。

財政調整基金の中に有価証券というのが、金額93万8,000円ですか、大したことはないと思いますが、これは私は株券ではないかと思いますが、これはどこの銘柄の株を、額面幾らのものを何株持っているかということと、こういう基金のようなものにリスクの多い株券を入れていくというのは余り適切ではないと思いますが、それらについての見解をお願いいたします。

○鈴木達雄委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 済みません、今ちょっと確認をしておりますけども、1つは、株券は名古屋競馬の株券を保有していると思います。

○鈴木達雄委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 済みません、もう1つはみずほ銀行の株券でございます。

○鈴木達雄委員長 以上ですか。株券を基金に持つことについての考え方。

建部財政課長。

○建部圭一財政課長 ちょっと内訳は今、資料を持ち合わせておりませんので、済みません、後ほどお答えさせていただきます。

○鈴木達雄委員長 株券を基金については。

竹下総務部長。

○竹下喜英総務部長 株券につきましては、みずほ銀行と名古屋競馬でございますが、みずほ銀行につきましては、合併前の東郷村の

ときの財政調整基金のときの株券で、ともにですね、額面で計上しておりますので、実際には売却しようとする、もうちょっと大きなお金になると思います。額面で計上させていただきますと認識しております。

○鈴木達雄委員長 特に問題はないというふうな話ですか。

竹下総務部長。

○竹下喜英総務部長 特に問題はないというふうに認識しております。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 滝川委員の関連質疑ですが、地域自治区の関係です。

地域自治区で滝川委員が指摘しておりましたけども、各種地域の団体の代表出たいただくかですね、区長さんであったりとかというのではなくて、やっぱり地域の思いを持った人をメンバーにするべきではないかというふうな指摘もありました。このとおりだと思います。地域自治区予算もそうなんですけど、教育部長の答弁ですと、浅尾委員の質疑に対しての答弁で、教育の公平性という点から見てもですね、やはり不公平がある、出てくるというふうに思うんですね。地域、地域で必要なものって当然違うんですね。地域、地域で状況が違ってる。たまたまある地域では優先順位をつけていったときに、お金があるんで、教育予算もそこに付けられたということが結果だと思うんですね。やはり地域自治区っていうのは、自治ということになりますので、自治というのは継続性がどうしても必要になってくるわけですね。

継続性っていうのは、当然お金の使い方ですね、将来を見据えて継続的に使っていくものを使うべきだというふうに思っているわけです。今の状態で毎年毎年変わるかもしれない地域自治区のメンバーの皆さんの運営では、長期的な展望に立つのは非常に難しく

なってくると思うんですね。

ですから、自治区予算、つけられた、手当てされた自治区予算をまず使おうという発想になる。予算消化型になるのはやむを得んと思います。

そういう点から考えてみてもですね、実際に自治区予算を運用してる今の段階でですね、組織のあり方を考えていかないと、自治区が地域自治を進める要にならないというふうに考えるわけですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○鈴木達雄委員長 中西市民自治推進課参事。

○中西幸成市民自治推進課参事 この自治区制度が始まる、平成25年度から始まっておりますが、平成24年度の設立準備員の皆様で各自治区ごとでどういった構成メンバーがいいかということで、それぞれ御協議をいただきまして、平成25年度の協議会委員さんのメンバーが決まったという経緯がございます。

それから、だんだんと協議会の発展性とか継続性を考えて、区長さんではなくて、やはり自分がやりたいといったような方の地区からの推薦という形もだんだんと始まってきましたし、各種団体の若いお母様方とか、世代の意見も聞きたいということで、それぞれメンバー構成等をそれぞれ種々検討しながら、今の段階に進化、発展をしてきたと、このようには考えております。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 下江委員の関係の関連質疑をしたいと思えます。

御答弁で、新城市の財政状況は厳しい状況であると。経常収支比率の問題であったり公債費の問題であったり。新城市民の皆さんにですね、新城市の大変な状況ということ余り伝えてこなかったと思うんですね。

自治ということになりますと、当然財政があつて自治が成り立つという点もあると思う

んですが、必要な情報、新城市が今、大変な状況にある。節約も各市民1人が行っていく必要がある。これからの将来についてどのように新城を進めていこうとするのか。それを各市民一人一人が考えていく必要があるという点でも、情報の出し方に問題があったというように思いました。新城市の現状についてのを、財政的な厳しさというのを新城市民に本当に伝えてきたのか。どのようにお考えか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 市の財政状況につきましては、平成18年度から財政の話というものを毎年発行しております。これは財政の話と言いますと、非常にとっつきにくい難しい話だということで、なるべく市民の皆様わかりやすい形で情報をお伝えしようということで努力してまいったところでございますが、そうは言ってもなかなか専門用語も出てきますので、なかなか理解が難しいって言われる市民の方もいらっしゃるかもわかりませんが、私どもとしては極力わかりやすい形で、しかもありのままの財政の状況を市民の方にお示しするというのでやってまいりましたので、御理解をいただきたいと思えます。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

総括の質疑を終了します。

以上で、第136号議案の質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、第136号議案 平成26年度新城市一般会計決算認定について、反対の立場で討論をいたします。

日本共産党の浅尾洋平です。

この議案は、平成26年度の予算大綱に基づ

き、編成された予算の決算でございます。その評価の是非は、大綱に示された穂積市長の公約はきちんと果たされたのかどうか。そして大綱の方向性は正しかったのか、間違っていたのか。具体的に検討、評価しなくてはなりません。

まず、私は当初、華々しく始まった自民党の安倍政権のアベノミクスが地方の経済、そして市民の個人や中小零細企業まで経済が行き渡っていない今の節約生活の市民の状況から、アベノミクス頼み、地域経済の状況を見誤った歳入不足だと考えております。

そして、歳出の状況をあわせて、私はこの議案を新庁舎、新東名周辺など、箱物事業を強行した決算、また地元にも丸投げする自治区予算の導入で、地域格差拡大を懸念する決算だと評価し、反対するものでございます。

具体的には、以下の点を言いたいと思います。

庁舎建設事業として、約5,000万円を支出しておりますが、基本設計、実施設計あるいは施工候補者選定、VE協議など、進めてきた事業が住民投票結果によって否定されることとなりました。

こうした事実を踏まえ、基本設計の大幅な見直しを迫られている今、この支出は間違っております。

そして、私は旧市民体育館の解体は、やはり拙速過ぎたと考えております。年間1万人以上の利用者が集まった市民体育館の解体は、合宿型まちづくり活動と相反することとなりました。

また、1万人規模で集まる市民の方々が体育館を実際に使っていた事実、そしてそれが解体され、ほかの施設に、小学校の体育館に行く手間がかかったことなど、市民の福祉や健康の向上、地元経済への少くない悪影響を与えたと考えております。

以上、決算を評価しまして、簡単ではございますが、反対討論といたします。

なお、詳しくは本会議で行いたいと思いません。

以上です。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 第136号議案 平成26年度新城市一般会計決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成25年11月に再選を果たした穂積市政の事実上3期目スタートの予算編成という位置づけでございます。

昨年、平成25年度決算認定に際しましても申し上げましたが、歳入で市の財源の基本となる市税、固定資産税等に不納欠損を計上しております。もう一段の努力を促したいところですが、あえて否定するほどではありません。

歳入です。例えば2年目となる地域自治区の予算です。所管の部署との、部署の予算との整合性という点で、課題が指摘されておりましたが、地域によって異なる行政需要、優先度等をしっかり把握し、調整するなど、定着化に向けて一定評価できます。

そのほか、諸課題について、これまで質疑応答が、答弁がありました。ほぼ了解できました。合併10周年に向けて地を固めた平成26年度一般会計であったと評価できます。否定する理由はありません。

以上、賛成討論といたします。

なお、詳しくは本会議で行いたいと思いません。

以上です。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 ただいま議題となっております平成26年度新城市一般会計決算認定について、反対の立場で討論します。

平成26年度終わりにして、新城市がどこに

進もうとしているのか。消滅可能性都市ということが市民の間でも心配の声が挙がりましたが、それに対する答えが見えてこないというのが平成26年度の決算だったというふうに思います。庁舎問題に見られますように、市民の声に寄り添えないという点が市民との協働が広がらないという点だというふうに考えています。市民自治と言いながら、実は行政主導でこれまでの政策を大幅に乗り越えるだけの力がなかったという点で、反対討論いたします。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 私は第136号議案 平成26年度新城市一般会計決算について、賛成の立場で討論させていただきます。

平成26年度は、第1次総合計画の中期基本計画最後の年度であり、また穂積市長の第3期マニフェストに定められた重点政策分野や3つの新基軸がスタートするなど、山の湊新城のまちづくりを新たな段階に押し上げる大変重要な年度であったと思います。

そうした中で、「ひと・まち・みらいがはばたく新時代に船出する26年度予算」に基づく各種の事業が執行され、市民福祉の向上や本市の発展につながるさまざまな取り組みが着実な成果を上げています。

例えば、地域自治区制度については、地域のニーズを集約し、それぞれの地域にとって優先度の高い事業を市が直接実施する地域自治区予算が執行された最初の年度であり、市民自治のさらなる進展が図られたほか、新東名高速道路の開通を目前に控え、新城インター周辺の道路整備や道の駅整備、企業用地開発など、将来のまちづくりに必要な基盤整備も進められています。

以上、平成26年度新城市一般会計決算は、予算審議において、市議会が承認した各種の事務事業が着実に執行されており、また財政

面でもより健全度が増している状態であると認められることから、私は本議案に賛成し、賛成討論とさせていただきます。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第136号議案を採決します。賛否両論がありますので、起立により採決をいたします。

本議案は、認定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○鈴木達雄委員長 起立多数と認めます。よって第136号議案は、認定すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩します。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時32分

○鈴木達雄委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

第137号議案 平成26年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初の質疑者、白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 第137号議案 平成26年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定、歳入1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、232ページになりますが、質疑いたします。

ほかの税が90%を超えている収納率の中で、この保険税については収納率が低いかと思いますが、要因についてお伺いします。

○鈴木達雄委員長 岩本税務課参事。

○岩本 聡税務課参事 平成26年度の一般被保険者国民健康保険税の現年度分の収納率は

94.5%、滞納繰り越し分の収納率は26.2%、全体で84.4%の収納率となっています。

収納率が低い要因としましては、国民健康保険の加入者は、定年後の退職者や失業者が加入することから、低所得者が多いという構造的な特徴があることから、収納率が低い要因となっております。

また、失業された方は、社会保険から国民健康保険になりますが、前年度の所得に課税されるため、失業して担税力の低い方は、経済的負担となり、滞納につながっております。

このような理由から、収納率が低くなっている要因と考えております。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 今の御答弁ですと、国民健康保険事業っていうのは、特別なものかというように考えるわけです。低所得者の人たちの健康を守るという意味でも、新城市一般会計からの繰り入れというのが考えざるを得ない状況になりつつあるのではないかとも思うんですが、その点についてはどのように検討されていたのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 一般会計から国保会計への繰り入れにつきましては、国が示します地方財政計画において定められた考え方に基づきまして、対象経費が示されております。基本的に財政援助的な繰り入れは行うものではないとされておりますので、本市としては一般会計からの繰入金については、国民健康保険以外の方の負担が多く含まれることとなりますので、まずは保険税と保険給付との総体的な対価関係を基本としまして、給付に要する費用に見合った税率、税額を負担していただくことを考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 お話としては理解できる部分もあるわけですが、現実問題としてですね、新城市の国民健康保険加入者の保険税が県下

でもかなり高くなってきてしまっている状況です。

高齢化の中で、今後、新城市はさらに保険税が上がる可能性がある。特に数年前までは新城市っていうのは糖尿病の患者が多いということで、病気を重症化させるという危険性を持つてる市だというふうにも思うんですね。

そうしますと、今の説明のとおり進めていきますと、健康をさらに悪化させると。要はお金がなくて病院にかかれないというような事態が生じるのではないかというふうに考えるわけですが、新城市民の健康という点から考えてみてですね、守るためにはどうしても病院に行かざるを得ないことがあります。もし病院に行くなというのであれば、病気になるなということになるわけですが、健康対策とあわせて新城市の先ほどの負担と市からの、個人の負担と市の負担というようなことが理解できるわけなんです。新城市としての健康対策っていうのをあいまいにしたままでですね、先ほどの説明はどうも市民の理解が得られなくなりつつあるんじゃないかと思いますが、その点についてどのようにお考えだったのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 先ほど御指摘のありました糖尿病の関係でありますけども、個々のレセプトの分析をした結果、糖尿病の関係と高血圧の方の医療費が高いということの分析ができておまして、それに対する保険事業について今、進めているところであります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 続いていいですね。

○鈴木達雄委員長 はい。

○白井倫啓委員 続きまして、歳出2款3項1目ですが、出産一時金支給事業、250ページになりますが、不用額の要因についてお伺

いします。

○鈴木達雄委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 出産育児一時金は、予算60件、2,520万円に対しまして、36件、1,506万210円の支出であり、不用額は国保加入者の出産件数が予算見込み件数より少なかったため生じたものであります。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 見込みというのは、それほどいいかげんなことでは当然ないと思うんですが、これだけの見込み違いが生じた原因について再度お伺いします。

○鈴木達雄委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 予算を立てる段階では、過去の実績に基づいて件数を見込むわけですが、過去の実績の中で、出産件数の中で国保加入者が多いときですと2割ぐらいの方が国保加入者ということがありましたので、それに基づいて60件という予算を立てたんですけれども、平成26年度については、出産された方の中で国保加入者が12%ということでありましたので不用額が生じたものであります。

○鈴木達雄委員長 白井倫啓委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では、私も第137号議案平成26年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定の総括の部分で質疑をさせていただきます。

(1) 加入者1人当たりの調定額(保険税)は幾らか、伺います。

(2) 東三河近隣の自治体と比べて、新城市の保険税は高いかどうか、伺います。

(3) 実質収支に関する調書の歳入歳出差し引き額が約2億8,000万円になっております。前年度は3億8,000万円でございます。このように毎年、歳入と歳出の差額が数億円単位となる主な理由を伺います。

(4) 毎年の歳入歳出の差額は、国民健康保険基金の中に繰り入れられるのかどうか、伺います。

○鈴木達雄委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 1点目の本市の国民健康保険税の加入者1人当たりの調定額は、10万5,356円でございます。

続きまして、2点目の東三河近隣の自治体と比べて本市の保険税の状況でございますが、国民健康保険事業調査によりますと、平成26年度の決算見込みの状況では、一般被保険者における1人当たり調定額は、東三河5市では、田原市に次いで2番目に高い金額であります。

なお、平成26年度、本市の一般被保険者における療養諸費用費用額は、1人当たり31万3,516円で、東三河5市では一番高い状況にあり、近年の増嵩する医療費に対しまして、保険税の負担も高くなっているのが現状でございます。

3点目の歳入と歳出の差額が数億円単位となる理由でございますが、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた収支は、前年度以前からの収支の累積であり、その中には前年度の実質収支が含まれていることになり、前年度実質収支が黒字の場合、黒字額は繰越金として当該年度の歳入とされ、実質収支をそれだけ増加させる要因となっております。

平成26年度の実質収支額が約2億8,000万円になった主な理由につきましては、前年度繰越金や国・支払基金からの超過交付額が含まれているためであります。

また、国保会計においては、単年度で確定を見ることができない前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金など、概算により交付を受けるもの、また概算で納付するものがあり、2年後の精算により確定するものもございます。

4点目の差入歳出の差額は、基金の中に繰り入れるのかということでございますが、実

質収支額約2億8,000万円につきましては、地方自治法第233条の2、本文の規定に基づき翌年度の歳入に編入するものであり、平成26年度に概算交付されました国の療養給付費等負担金や支払い基金の療養給付費交付金の精算確定に伴う返還金の財源、また国民健康保険税、国、県や支払基金からの負担金、交付金などの歳入の状況、保険給付費や後期高齢者支援金等などの歳出の状況により、平成27年度の財政運営に活用するものでございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 浅尾委員の質疑の(3)のですね、歳入歳出の差額が今2億8,000万円になっている。前年度は3億8,000万円であったという理由の説明がありましたけども、実質、繰越金、前年度の繰越金を除いた部分での当該年度だけの収支で行けば、幾らぐらいの差額が、差し引き額が生じているのか。数字把握していたら教えてください。

○鈴木達雄委員長 城所保険医療課長。

○城所克巳保険医療課長 前年度繰越金と基金積み立て、それと一般会計の繰り出しを加味しない状況であると、約1億2,000万円あります。その中から7,000万円が超過交付分の今年度返還の財源でありますので、実質の単年度収支、精算後の実質単年度収支は5,000万円であります。

以上です。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第137号議案平成26年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定に反対する立場で討論をいたします。

日本共産党の浅尾洋平です。

国民健康保険事業について、悪化させている要因は、医療給付費の増加に対して、国保加入者の低収入化などがあります。

しかし、根本的な原因は、国の国保会計に対する補助金の大幅削減施策でございます。それだけに全国各自治体の間で知恵を絞り、工夫に凝らした独自軽減施策が今こそ求められているのでございます。

皆さんも御存じのとおり、新城市はアベノミクスの恩恵をほとんど受けておりません。さらに労働者の収入は減る中で、消費税の8%、来年は10%の増税の予定で、自民、公明、政府は進めております。

こうした経済状況の中で、最近では新城の町中を中心に、お店を閉店する自営業者の方が多く出ております。このお店を閉めざるを得ない状況は、消滅可能性都市の新城市では深刻さをあらわしている実態ではないでしょうか。とりわけ作手、鳳来の高齢化や人口減少が激しいのも状況でございます。

私たちは、新城市の存亡をかけ、思想、信条を越えて、現状を直視して、みんなで知恵を絞り、人口減少に歯どめをかけるまちづくり、生き残りをかけた独自施策を真剣に今から打ち出さなければなりません。周りの町と同じことをやっているは本当に消滅してしまいます。当局はこうした新城の町が徐々に疲弊してきている市民生活の危機的な状況を真剣に受けとめていただきたいと思います。

その中で、年々市の軽減策が削られております。被保険者への法定外繰入金額は、1人当たり1,300円でございます。これは毎年下がっています。

ちなみに、平成24年度の法定外繰り入れ金

額は7,645円でした。5,000円以上も市からの軽減金が削減されていることとなります。愛知県下全体の繰入金額の平均は1万2,000円でございます。ここでも市長や当局は増額する考えはないと答えました。冷たい市政運営であると言わざるを得ません。市民の暮らし応援型まちづくり、住民生活の苦難軽減のために税金は使うべきではないでしょうか。そのために自治体の存在があるのではないのでしょうか。決してゼネコンお任せ発注で東京本店にほとんど持っていかれる新庁舎建設の40億円や、うっかりミスで道の駅に2億3,000万円もの税金を投入する前に、市内で頑張る自営業者さんへの応援にお金を使うべきではないでしょうか。

よって、平成26年の国民健康保険税特別会計の決算へは、市民への応援になっていないと判断するために反対の理由といたします。

また、詳しくは本議会で行いたいと思います。

以上です。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、137号議案 平成26年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定については、賛成の立場で討論したいと思います。

ただいまの質疑から明らかになったように、一般会計からの繰り入れは基準内で行われており、財政援助的な繰り入れはするべきではないというのが本会計の趣旨だと思っております。

また、過去には激変緩和のための特別繰り入れという形で、一時的に繰り入れをふやした時期もありましたけども、現在は激変緩和をすることなく、繰り入れを少なくしておる状況かと思えます。

また、新城市、本市の国民健康保険事業につきましては、加入者の構成から鑑みても、

当然、自営業の方ですとか退職者あるいは当然、低所得者というような構成の中で、やむを得ない状況の中での健全運営をされてるようでありまして、先ほどの質疑の中でも繰越金を除く実質収支は5,000万円という、ぎりぎりの形での運営が成り立っているような状況だと思えます。

また、繰り入れたり保険料を引き上げるだけではなく、一般会計からの出費という形では、健康事業あるいは予防医療や健康教室、そういった面での健康対策で保険給付費の引き下げを行うことで一般会計からの繰り入れとみなすような事業を重点的に今後も取っていくべきだと思っております。

また、平成29年度、これまで市町村単位で運営されてきました国保事業も平成29年度4月からは県単位の広域運営になるという形で、今のほうも制度の見直しを行っているとともに、国からの補助金も数千億円の運営費への補助金があるという形で、国保会計自体の運営の厳しさは国自体も認識しており、そういった形での体制の見直しも行われているということで、そんな中で今回の平成26年度の国保については、健全な運営が行われたということで、認定について賛成したいと思います。

以上です。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 ただいま議題となっております第137号議案に対して、反対の立場で討論をします。

これまで国保会計、反対はしてこなかったんですが、今回、決算を通して、新城市の状況を改めて確認をしました。1人当たりの調定額、1人当たりの保険給付費、これが県下でもかなり高くなっているという現実を見たときですね、このまま推移していきますと、法定繰り入れの範囲だけでは何ともならない

状況になりかねないという危機感を持ちました。もし法定繰り入れの範囲で健全財政を行っていくということになりますと、どうしても健康対策が重要になってくると思いますが、先ほどの質疑でもですね、健康対策という視点がまだまだ不十分であったなというように思います。平均寿命を延ばすのではなくて、健康寿命を延ばすというようなことも議論もしたことはありますが、この決算をもとにと言いますか、機会にですね、国保会計の健全財政を図っていくという、自分自身の戒めも込めまして、健康対策を重要な柱に置くという方向を求めまして、今回の決算認定に反対したいと思います。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 私は、第137号議案 平成26年度新城市国民健康保険事業特別会計決算認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険制度は、加入者の相互扶助を基本として成り立っており、加入者が費用を負担し合い、独立して経理を行う独立採算を基本とする制度であります。国民皆保険制度の根幹を支える国民健康保険制度の財源は、被保険者の方に納めていただく保険税と国、県や支払い基金からの負担金、交付金などによって支えられています。歳入の主財源であります国民健康保険税の収納率は前年度を上回り、本決算における国民健康保険税の収納率は、前年度比0.6ポイント上昇し、85.1%であります。現年度分の収納率は94.90%で、県内38市の中で高いほうから5番目に位置しており、収納率の向上に努力していることを高く評価するものであります。

一方、歳出は医療需要の高い高齢者を多く抱えているため、1人当たりの医療費は年々増加しております。平成26年度は増嵩する給付に要する費用に見合った適正な保険税率で

あり、また低所得者等に対しては、軽減や減免等、負担軽減を行い、適切、的確な財政運営が行われており、健全で安定した国保会計となっています。

今後ジェネリック医薬品の使用促進や特定健康診査等の保険事業の充実を図り、医療費の抑制に努められるよう期待します。

平成30年度の国保の都道府県下を見据えた国民健康保険事業運営の健全化に重点を置き、国、県の動向を注視し、健全な財政運営に努力されることを要望しまして、賛成の討論とさせていただきます。

○鈴木達雄委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第137号議案を採決します。賛否両論がありますので、起立により採決をいたします。

本議案は、認定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○鈴木達雄委員長 起立多数と認めます。よって第137号議案は、認定すべきものと決定いたしました。

滝川健司委員。

○滝川健司委員 先ほど県単位の国保の統合が平成29年って言って発言したと思いますけど、平成30年4月1日に発言の訂正をお願いいたします。

○鈴木達雄委員長 それでは、第138号議案 平成26年度新城市後期高齢者医療特別会計決算認定から第165号議案 平成26年度新城市作手財産区特別会計決算認定までの28議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本28議案の質疑については、通告がありませんので、質疑を終了します。

これより本28議案を一括して討論を行いま

す。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第138号議案から第165号議案までの28議案を一括して採決します。

本28議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって第138号議案から第165号議案までの28議案は、認定すべきものと決定しました。

第166号議案 平成26年度新城市新城市民病院事業会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、第166号議案平成26年度新城市新城市民病院事業会計決算認定について、総括質疑をさせていただきます。

平成26年度の新城市決算意見書、公営企業会計、ページの病院18です。

以下4点をお伺いしたいと思います。

1点目です。新会計基準により、見かけは大幅な赤字になったとのこと。旧基準での算定でも前年度純損失額に比べ、大幅な赤字拡大に見えているとのことですが、経営内容が極端に悪化したものではないとの意見です。その要因に対する見解と対応策についてお伺いしたいと思います。

2点目です。1月から3月の3カ月間だけでしたけども、地域包括ケア病床を新たに開設し、順調な推移が3カ月間ですけど、医業収益に与えた影響についてお伺いしたいと思います。

それから、3点目です。さらなる経費削減、これはもうずっと言われていることなんですけども、平成26年度の経費節減策を含めて、今後の対応と見解についてお伺いします。

それから、4点目です。昨年度も指摘させていただきました医師住宅ですとか看護師宿舍などの遊休施設や空き病棟の利活用や処分についての見解、検討状況をお伺いしたいと思います。

以上4点、お願いします。

○鈴木達雄委員長 天野市民病院総務企画課長。

○天野雅之市民病院総務企画課長 それでは、1点目の純損失額の増額につきましては、主な要因として、整形外科の常勤医師が昨年6月末に退職し、入院患者の受け入れを休止したことによる入院収益の減及び消費税率の引き上げや人事院勧告に伴う給与の引き上げなどによる費用の増額が挙げられます。

対応策として、整形外科常勤医師の招聘を強化するとともに、総合診療科において、豊川市民病院等で整形外科の手術を終えた入院患者さんの受け入れや、本年1月に地域包括ケア病床を開設するなど、現有スタッフで可能な入院患者さんの受け入れ範囲の拡大を図り、収入増対策に取り組んでいるところです。

2点目につきましては、地域包括ケア病床の病床利用率は、開設した当初の1月は44.2%でしたが、2月、3月には70%近くまで上がり、順調な滑り出しであると考えています。

また、1月から3月までの3カ月間の入院収入は、約3,500万円となっており、経営において一定の成果が上がっていると考えています。

3点目ですけれども、1問目でお答えしましたように、消費税率の引き上げ、人事院勧告に伴う給与の引き上げ等、費用が増加する要因が多い中での経費削減ですので、大変難しい状況にありますが、委託事業等の契約内容の見直しなど、これまでの取り組みを継続し、経費削減に努めています。さらなる経費削減の取り組みにつきましては、県下公立病院の協議会において意見交換する中で、先進

的な取り組みをしている病院の状況を参考に検討を進めています。

4点目ですけれども、現在、利用していない医師住宅、看護師宿舎、空き病棟の利活用については、明確な方向性は出ていません。遊休施設活用の考え方につきましては、現在、愛知県では、厚生労働省が示した地域医療構想策定ガイドラインに基づき、二次医療圏ごとの地域医療構想策定に向け、準備を進めており、その中で医療機能別必要病床数が示される予定であること。

一方で、公立病院は総務省から、県が策定する地域医療構想を踏まえた新たな公立病院改革プランの策定が求められていること。

また、平成29年4月から、新たな専門医制度が始まる予定で、そのプログラムの中で当院も協力病院として、その一部を担うことができるよう準備を進めており、その際に数カ月の研修期間に利用できる宿舎が必要となると予想されること。

こうした状況から、遊休施設の活用については、新公立病院改革プランを策定する中で、総合的に判断して方向性を決めていきたいと考えております。

以上です。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、(1)の再質問ですけれども、要因が医師の退職ってということによる収入減だということなんですけど、整形外科医、本当に残念なことだと思いましたが、今の答弁の中に、豊川市民病院で整形を受けた人のリハビリみたいなを受け入れるってような表現があったんですけども、当然、診療報酬を考えると、それは当然、点数の高い手術ですか、そういったものは豊川市民病院で受けて、余り点数が高くない、そういうリハビリを新城でやるっていうのは、市民の利便性は向上するかもしれませんが、医業収益という面で、それは貢献がゼロとは言いませんけども、その辺はどんなふう

な見込みを持ってそういうことを考えられているのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 天野市民病院総務企画課長。

○天野雅之市民病院総務企画課長 整形外科の常勤医師がいなくなったことによりまして、手術ができないということで入院患者の受け入れができないということになっております。

ただ、豊川市民病院との連携クリニカルパス、連携してですね、治療計画って言いますか、豊川市民病院で手術をした患者さん、例えば2週間の入院期間が必要になるような手術をした場合ですね、最初の1週間は豊川市民病院で、後半は新城市民病院でと、最初からそういう形で計画にのっとって入院患者さんを受け入れると。

ですので、豊川の手術を終えてうちでリハビリをするというだけではなくてですね、入院患者として受け入れるという形でやらせていただいております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 そうすると、単なる入院じゃない、リハビリだけでもなく、連携して豊川市民病院に入院してると同等の扱いっていう表現は失礼かもしれませんが、診療と言うか、治療が行われるというふうに解釈させていただきます。

それから、2点目の地域包括ケア病床、短期間でしたけども、収入があるという。これ通年で見ると、かなり収益的には貢献すると思いますけど、これは今後のことですのであれですけども、引き続きこの順調に推移するような努力をしていただきたいと思います。

それから、3点目ですけれども、経費削減についてはいろんな取り組みがあるかと思いますが、答弁の中で1つ気になりました先進事例を取り入れたいということの表現でしたけども、他のそういった取り組んでる公立病院あるいは民間病院も含めて、経費節減で取り組んでる先進事例っていうのはどういうこ

とを把握されてるのか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 天野市民病院総務企画課長。

○天野雅之市民病院総務企画課長 例えば、委託等のコンサルを入れまして経費を削減していくっていう取り組みをしている病院もありますので、じゃあ委託をすることによって費用対効果がどういふものかっていうところを今、検討しております。

その中で、情報交換の中で単価ですとか、例えば委託ではなくて、診療材料の単価の情報をお願いして、うちの単価が適正な価格であるかっていうような判断をしながら、できることを取り入れていこうというふうに考えておりますし、実際に進めております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 コンサルを入れて情報を、いろんなとこの情報を比較した上で、さらなる新城市にとって有利な単価なり方法についていうことの理解でいきたいと思えます。

それから、4点目ですけれども、なかなかこれ難しい、昨年度のやりとりでもはっきりしない部分がありましたし、私のほうからも単なる市民病院側だけでなく、市全体で利活用について検討したらどうだっというようなこともあったんですけど、医師住宅や看護師宿舎、遊休施設については、方向性は出てないということなんですけれども、専門医制度の中で活用する可能性があるということで、一概に処分だとか多用途へ転用っていうのは、なかなか難しい判断が必要かと思えます。

そんな中でも、空き病棟については、いまだにあるかと思うんですけど、その辺はどういった活用を考えて、それを何か収益につなげるような活用方法っていうのは検討されてるんでしょうか。

○鈴木達雄委員長 天野市民病院総務企画課長。

○天野雅之市民病院総務企画課長 以前、改革プランです、回復期リハビリ病棟の開

設を計画をしておりました。

ただ、実際には、新たに病棟に開設することになりますと、看護師等のスタッフが必要になる。

ただ、その確保が難しいっていう中で、地域包括ケア病床というのはですね、病棟を新たに立ち上げなくても、今まであった一般病床の中で対応ができるということで、現在は地域包括ケア病床という形で運営をしております。

ただ、今後それを病床だけではなくて、病棟に変換するというのも踏まえてですね、県がつくる地域医療構想の中に、この地域で急性期だとか回復期、慢性期といった病床がどのくらい必要であるっていうのが示されます。それは2025年に向けての計画が示されるものですから、それを受けてうちの病院として、どういう形で病床を整備していくのが地域住民の方にとって求められているものなのかというのを判断しながら行っていこうというふうに考えております。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 はい、わかりました。そういった形での活用をされてるっていうことですけれど、1点、昨年度の質疑の中で、倉庫として使ってるような施設があるっていう回答で、それはやっぱり不適切な使い方が、検討していくっていうような御答弁だったと思うんですけども、病院から離れたところにある、そういった空き施設を倉庫として使ってる。それは使用目的に考えても不適切じゃないかっていうことを指摘させていただきましたけれども、その辺については改善されたのかどうか、お伺いします。

○鈴木達雄委員長 天野市民病院総務企画課長。

○天野雅之市民病院総務企画課長 昨年この議会で指摘をいただきました。それから今現在は、何も使っていないという状況であります。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員の質疑が終

りました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第166号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって第166号議案は、認定すべきものと決定しました。

第167号議案、平成26年度新城市水道事業会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初の質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、第167号議案平成26年度新城市水道事業会計決算認定の総括質疑をさせていただきます。

平成26年度新城市決算意見書の新城市水道事業会計、水道の17ページです。

4点お伺いしたいと思います。

これにもまた新基準では大幅な黒字だが、旧基準では大幅な赤字というような表現があります。さらに前年度より悪化しているというようなことですが、その辺についての要因をお伺いいたします。

それから、2点目です。昨年度も指摘させていただきましたけれども、依然として老朽した配水管からの漏水が厳しいということですが、前年度より改善されているのか、対応されているのか、お伺いします。

3点目です。これもまた昨年度同様に、給水原価は過去5年間で最も高いとのことですが、

その辺の見解と対応についてお伺いします。

4点目です。簡易水道事業との経営統合に向けたシミュレーションを今後していくということですが、その辺の対応は平成26年度はどうなっていたのかお伺いしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 それでは、御回答をさせていただきます。

初めに、1点目でございますけれども、平成26年度決算では、収益的収支が前年度の損失決算から大きく変化しまして、純利益決算となっております。

この要因といたしましては、会計制度の改正に伴います新たな収入といたしまして、営業外収益での長期前受金戻入の計上並びに、特別利益のほう計上によるものでございます。

この要因となりました収益につきましては、現金を伴わない収入でございまして、内部留保資金残高に変更を与えるものではございません。

事業損益を平成25年度と同基準で算出し、比較しますと、前年度を上回る損失決算となります。

この要因でございますけれども、有収水量の減少に伴います給水収益の減少並びに減価償却費の増加が主なものでございます。

次に、2点目でございますけれども、平成26年度におきましては、老朽化が原因と思われる配水管からの漏水が195件発生しております。水道事業では、こうした漏水を防止し、水道水の安定供給を持続するために、漏水の発生原因となります老朽管路の更新工事を管路施設の耐震化事業、また他事業関連の布設替え工事とあわせて、漏水の発生頻度が高く、老朽化が進んでいる路線を優先的に毎年布設替えを行っております。

そうしたことの効果もございまして、平成26年度での漏水件数は、前年度と比べまして、

わずかに減少しているのが現状でございます。

有収率につきましても、前年度と比較をいたしまして、1.9%上昇したことから、漏水につきましても前年度より改善をされたものと考えておるところでございます。

次に、3点目でございますけれども、平成26年度決算での給水原価につきましても、前年度と比較いたしまして、15.8円の増加となりまして、過去5年間で最も高いものとなりました。

これは、会計制度の改正によります減価償却費の増加が大きな要因となるものでございますけれども、前年度と同様の基準で算定いたしましても、有収水量の減少が原因となりまして、5.9円の増加となります。

水道事業は、固定費が大部分を占める事業でございます。給水量にかかわらず、事業費用が変動しにくい特性を持っていることから、給水原価が上がる要因といたしましては、有収水量の減少が大きく影響するものでございます。

料金回収率につきましても100%を下回っていることから、中長期的に持続可能な経営を行っていく上で、簡易水道との経営統合という大きな要因もございまして、適正な料金設定のもとで経常経費の縮減などにつきましても、恒常的な経営改革を推進していかなければならないと考えているところでございます。

それから、次、4点目でございますけれども、平成28年度の簡易水道事業との統合に向けまして、現在準備を進めております。

その内、統合後の料金につきましても、統一料金とする方向で検討を行っております。

料金算定に当たりましては、現在これまでにございまして、現在これまでにございまして、現行料金をベースとした中長期収支計画を策定いたしております。この収支計画をもとに、料金算定の検討ベースにいたしまして、料金

算定シミュレーションを行いまして、11月末をめどに料金設定案の算定をする予定でございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、再質疑します。

公会計制度変わって、新基準ということで、他の病院もそうでしたけれども、会計制度が変わったことで見かけ上の上辺の黒字ということだったと思います。

それから、収益減、大幅な赤字は有収水量の減っていることも、(1)もそうですし、(3)でも同じような理由述べていただきましたけれども、結局、人口減少、10年前と比べても5,000人ぐらい減って、要するに需要が減っていることが、この全般的な維持管理には影響がないけど、水使う人が減れば当然、収益が減って、会計全体にこう収益の悪化になっているっていう、これはもうそういうことで間違いないですよ。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 有収水量の減少がやっぱりすぐに給水収益の減少となるというところで、その辺は間違いない事実でございます。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 それはわかるとるんで、それを人口減少が要因なのかなっていうのを確認したかったんですけど、いろんな要因もあるかもしれませんけど。

それから、漏水については少しずつ改善されてるようなんですけれども、一遍には当然無理で、優先度の高いところからやられてると思いますけど、改善率で言うと、対象、要するに、老朽化した管っていうのは当然わかってるわけです。布設面でもわかっていて、改修しなければいけない場所も当然わかっておると思うんですけど、件数、漏水件数が今減ってるのはわかりますけれども、全体で見る改善率、改善策っていうのは、行ってるんですか。それともなかなか思うように行かないのか。その

辺はいかがなんでしょうか。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 漏水、老朽管の更新という点でございますけども、本市の水道事業では20年以上の老朽管というのが1万4,000メートル程度ございます。それを計画的にやってはいるんですけども、やっぱり一遍にやるっていうのも費用のほうがかかりますので、進んでいないというのが現状でございます。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 なかなか費用的に更新難しいかもしれませんが、少しずつでも計画を立てて着実に改善していただきたいと思いますけど、最後に(4)のシミュレーションですけども、昨年の質疑のときは、平成27年度中にその辺のシミュレーションと料金設定、料金統一に向けての料金設定をとということでした。これで平成27年11月末というような今、回答をいただきましたので、またその辺のシミュレーション結果っていうのを早急に示していただきたいと思いますけど、いかがですか。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 11月末をめどに進めておりますので、その点は、水道事業として十分検討した上で、またお示しさせていただきたいと思います。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員の質疑は終わりました。

2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私も第167号議案 平成26年度新城市水道事業会計決算認定の総括で1点質問したいと思います。

平成26年度新城市水道事業会計決算書、19ページによりますと、給水人口が前年度比で208人も減少していることがわかりました。給水量は3.7%の減少でございました。今後、新城市の人口が減少している中で、このまま給水量が減少していきますと、今後どのよう

な問題点や課題が出てくるのか、お伺いしたいと思います。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 それでは、お答えさせていただきます。

給水量減少の要因でございますけども、環境保全意識の向上などによります節水意識の浸透、また節水型の機器の普及などによります1人当たりの使用水量の減少に加えまして、人口が減少したというところも要因となっております。

水道事業は、固定費が大部分を占める事業でございまして、給水量が減少してもコストが余り減少しないという特性を持つ一方で、給水量の減少は給水収益の減少に直接つながりまして、独立採算を原則といたします事業経営の圧迫、また施設稼働率の低下など、さまざまな要因を引き起こします。

こうした状況下におきましても、持続可能な事業経営を推進していく上で、収益的収支が受益者負担の原則や負担の公平性を踏まえ、中長期的な収支見通しに沿った適正な水準の料金設定、さらには維持管理コストの縮減、また資本費では、今後の水需要の動向や社会経済情勢などを踏まえました施設の更新などが健全経営における今後の課題と考えているところでございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 浅尾洋平委員の質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

白井倫啓委員。

○白井倫啓委員 浅尾委員の質疑の関連質疑でお伺いいたします。

給水量が減少しているという状況です。

それと、豊川水系渇水による給水制限状況ということで、資料のほうをいただいております。今後も人口減少と節水機器の使用というようなことを考えていきますと、新城市に

新たな水需要っていうのは必要になるという
ような判断をしているのかどうか、お伺いし
ます。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 お答えさせていただきます。

ただいまの質疑でございますけども、通常
の場合ですと、やはり水需要のほうは通常に
安定供給できるわけなんですけども、やはり
渇水時期等に安定供給をさせるというところ
になりますと、そういった施設の必要である
というような考えでございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 ほかに質疑はありません
か。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第167議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よ
って第167号議案は、認定すべきものと決定
しました。

第168号議案 平成26年度新城市工業用水
道事業会計決算認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑者、滝川健司委員。

○滝川健司委員 それでは、第168号議案
平成26年度新城市工業用水道事業会計決算認
定について、総括質疑をさせていただきます。

決算意見書の工業用水道事業会計、ページ
数、工水の14ですけども、以下2点をお伺い
したいと思います。

昨年と同様な質疑になるかもしれませんが
ども、1点目として、老朽管路改修に必要な
内部留保資金の再三の指摘についての平成
26年度の対応はどうであったのか、お伺いし
ます。

それから2点目、各種老朽した施設等もあ
りますけども、そういった施設更新の計画の
作成状況についてはいかがか、お伺いたい
と思います。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 お答えをさせていただきます。

1点目、2点目、関連がございますので、
合わせて御回答のほうさせていただきます。

老朽管路改修に必要な内部留保資金の再三
の御指摘についてということでございますけ
ども、平成25年度決算におきまして、施設更
新計画を早期に作成することが必要である
との御指摘を受けまして、昨年度末から更新計
画策定に向けまして、管路施設などの現状把
握に入りまして、平成26年度早々、更新計画
の策定に着手をいたしております。

そうしたことで、平成26年度決算時におき
ましては、更新計画の策定段階であったこと
から、更新計画策定の必要性につきまして、
再度確認をいただいたと受けとめておると
ころでございます。

工業用水道会計での平成26年度決算の状況
でございますけども、平成15年度以降、12期
連続の黒字決算となっております。

また、料金回収率につきましても、103%
となっております。給水にかかる費用が料
金収入で賄われていることを示しております。

内部留保資金につきましても、年々増加し
ておりますが、更新に必要な財源として、十
分に確保されていないのが現状でございます。

御指摘の施設更新計画の策定状況ござい
ますが、現在、中長期的な視野に立った施設
更新計画策定のもととなります管路施設に
対します更新費用の算定を行っている状況で、

更新計画につきましては、維持管理計画とともに今年度完了する予定でございます。

これをもとに、今後の事業形態や事業経営のあり方そのものにつきましても、早期に検討したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員。

○滝川健司委員 再質問します。

先ほどの水道と似たような部分あるかもしれませんが、給水企業が5社ということですが、当然それぞれ企業の節水意識ですとか節水環境、節水器具、そういった対応によって当然、給水量が減ってきたりとか、なかなか収益が飛躍的に伸びることはない中で維持管理をしていくということで、大変だと思うんですけども、老朽管が39年、もう40年、耐用年数40年ぐらいですかね、もう迎えたときに、やっぱりどっかでその辺を対処しなきゃいけない時期がもう間近に迫っている状況の中で、なかなか厳しい財政状況の中で資金確保、難しいかと思うんですけど、やっぱりいざとなったとき、対応ができないでは困ると思いますので、やっぱり今からもう指摘は毎年毎年、指摘されておりますけども、やっぱり少しずつでも計画的に改善していく必要があると思うんですけども、その辺の対応はまた来年も同じ指摘をされてしまうのか、その辺を改善する何かめど、方向性は立てておられるのか、いかがでしょう。

○鈴木達雄委員長 岡本水道課長。

○岡本克美水道課長 お答えさせていただきます。

更新計画等につきまして、今年度策定予定でございますので、それに基づきまして、いろいろ検討材料ができますので、早期に検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木達雄委員長 滝川健司委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木達雄委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第168号議案を採決します。

本議案は、認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認めます。よって第168号議案は、認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、すべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木達雄委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。ありがとうございました。

閉 会 午後3時34分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 鈴木達雄